

事 務 連 絡  
平成 22 年 4 月 1 日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長補佐(医療福祉担当)

### 労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る留意事項等について

平成 22 年度の労災診療費審査体制等充実強化対策事業（以下「委託事業」という。）については、下記の事業者（以下「受託者」という。）と契約を締結したので了知するとともに、当該受託者と連携して行う労災診療費審査点検等業務については、下記の事項に留意した上で実施されたい。

#### 記

#### 1 委託事業の受託者について

平成 22 年度の受託者は、企画競争による選定結果に基づき財団法人労災保険情報センターに決定したこと。

#### 2 委託事業に係る業務の留意事項について

平成 22 年度の委託事業の業務内容については、「企画書作成のための仕様書（以下「仕様書」という。）」（別添）に基づいてその範囲を定めているので、自局の委託業務の範囲を厳格に把握・整理し、速やかに必要な見直しを行うことにより的確な審査点検事務が行われるよう受託者との連携に万全を期すこと。また、委託業務の範囲及び労災診療費審査点検等業務において、留意する事項は次のとおりである。

##### (1) 受付事務等に係る業務

仕様書別添 1 の「労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る事業範囲の詳細」第 1 章第 1 節 I で定めるレセプト等の受領については、労働局から引き渡すこととされているが、受託者から提案された「企画書」に基づき、労災診療被災労働者援護事業補助事業の事業者である財団法人労災保険情報センターが契約労災指定医療機関から受理したレセプト等については、情報漏えい防止の観点から労働局に移動

させることなく、直接受託者へ引き渡すこととしている。

(2) 労災診療費審査委員会運営に係る補助業務

仕様書別添1の「労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る事業範囲の詳細」第1章第1節のⅡの3で定める労災診療費審査委員会当日の補助業務は、疑義内容の伝達、委員の意見確認、疑義付箋への記載等としているが、あくまで運営主体は労働局であり受託者は補助的立場であることから、その役割分担を再度確認すること。

(3) 労災診療費審査点検等業務統計の集計処理

労災診療費審査点検等業務統計の集計処理については、本年度においても、平成21年4月1日付け事務連絡記の2に基づき実施するものであること。

# 企画書作成のための仕様書

## 1 事業名

労災診療費審査体制等充実強化対策事業

## 2 事業の目的及び内容

本事業は、労災補償行政の円滑な運営及び被災労働者への迅速・適正な労災保険給付による保護に資するため、労災診療費等の請求書等についての審査点検事務の補助、労災診療費データの集積管理、労災診療費に係る情報提供等を行うことにより、労災診療費等の審査体制の強化等を目的とした委託事業である。

上記目的を達成するため、以下（1）から（4）までの業務を行う。

### （1）労災診療費等に係る審査点検事務の補助等

労災指定医療機関等から提出された労働者災害補償保険診療費請求書、労働者災害補償保険薬剤費請求書、アフターケア委託費請求書、労災保険訪問看護費用請求書、労働者災害補償保険二次健康診断等費用請求書及び各請求書に係る請求内訳書（以下「レセプト」という。）等の審査点検事務の補助、労災指定医療機関等への照会、労災診療費審査委員会の運営補助等を行う業務である。

### （2）長期療養者に係る療養経過一覧表作成等

長期療養者に係るレセプトを基に、療養経過の一覧表を作成した上で、専門医の所見を徴し、その結果を行政に報告する業務である。

### （3）労災診療費に係る情報提供等

インターネットによる労災診療費に関する情報の提供や、労災診療費に係る相談等を行う業務である。

### （4）労災診療費に係る実態調査等

労災指定医療機関等から提出されるレセプトを基に、労災診療費に係る診療行為別構成比率等の実態を調査する等の業務である。

## 3 事業の実施期間及び範囲等

### （1）事業の実施期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

### （2）事業の範囲

事業については上記2（1）から（4）までであり、別添1「労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る事業範囲の詳細」（以下「事業範囲詳細」という。）のとおりである。

### （3）事業のスケジュール

上記2（1）については、別添2「労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る月間標準スケジュール（労災診療費）」（以下「月間標準スケジュール」という。）に基づき行うこと。

なお、都道府県労働局（以下「労働局」という。）において、月間標準スケジュールの日程を変更する場合がある。

#### 4 委託の対象となる予定件数等

##### (1) 労働者災害補償保険診療費請求書等（参考：平成20年度実績（別添3-1））

- ア 労働者災害補償保険診療費請求書等（レセプトを含む）：約310万件
- イ 労働者災害補償保険薬剤費請求書等（ ）：約90万件
- ウ アフターケア委託費請求書（ ）：約55万件
- エ 労災保険訪問看護費用請求書等（ ）：約1万件
- オ 労働者災害補償保険二次健康診断等費用請求書（ ）：約5万件

##### (2) 長期療養者に係る療養経過一覧表作成等（参考：平成20年度実績（別添3-2））

- ア 療養経過一覧表作成件数：約400件
- イ 所見書作成件数：約350件

##### (3) 労災診療費に係る情報提供等（参考：平成20年度実績（別添3-3））

- インターネットのトップページアクセス数：約30万件以上
- 相談対応（面談、文書、電話、メール）：約4万件以上

##### (4) 労災診療費に係る実態調査等（参考：平成20年度実績（別添3-4））

- 調査様式（102種類）：レセプト1万件分以上
- 労災指定医療機関の設立形態の確認調査：約1300件以上

#### 5 特殊な技術及び設備等の条件

##### (1) 労災診療費算定基準をはじめ、労災保険制度について知悉していること。特に、労災保険制度における傷病の取扱いに関する専門的な知識を有していること。

なお、「労災保険制度における傷病の取扱いに関する専門的な知識」とは、次のとおりである。

- ア 労働災害発生状況からどのような傷病が生じるか等の知識
- イ 労災保険の診療範囲として適切か否か、私病に係る診療内容が含まれていないか等を判断するために必要とされる医学的な知識。
- ウ 労災保険における「治ゆ」の概念等に関する知識。
- エ 労災保険における「再発」の概念等に関する知識。

##### (2) 本事業を全国斉一的に行える体制にあること。

なお、「全国斉一的に行える体制」とは、次のとおりである。

- ア 各労働局の所在地（別添4）から公共交通機関により概ね60分以内で到達する場所に事務所を設置し、又は設置できる体制をいう。

なお、上記における体制整備を行うに当たり、委託者が提示する場所（現行受託者が使用している事務所（別添5））における事務所の設置を希望する場合は、該当する都府県に事務所を設置し、又は設置できるものに代わるものとする。

- イ 上記アを統括する組織（本部機能）を有し、かつ、厚生労働本省から公共交通機関により概ね60分以内で到達できる場所に本部機能を有する事務所を設置すること。

##### (3) 上記（2）において委託者が提示する場所における事務所の設置を希望する場合、現行受託者及び家主等との調整や契約等の手続きは契約候補者決定後まで控えること。

なお、調整の結果、設置が困難となった場合は、端末装置（別添6-別紙2）を満たし、かつ、NTT東日本（西日本）の光回線設備を備えた事務所を別途確保する必要

があることに留意すること。

- (4) 本事業では労災行政情報管理システムに係る端末装置（以下「端末装置」という。）を使用する必要があるため、契約期間開始までに（但し、委託者の責に帰すべき事由による場合を除く。）、上記（2）における事務所（以下「地方事務所」という。）において端末装置が設置可能であること。

なお、詳細については、次のとおりである。

- ア 端末装置を設置する予定の事務所については、国が指定する業者（別添6）により端末装置の設置が可能であることが確認された事務所とし、企画競争への参加を希望する者は、そのための調査に係る申込み等を当該業者に対して行い、当該業者の受領確認印が押印された「「労災診療費審査体制等充実強化対策事業における端末設置可能確認」申込書兼到着確認書」の写しを、参加資格適合証明書提出時に別途添付すること。

また、調査結果等において確認を受けた事務所については、受託者事務所一覧表（別添7）に記載の上、2月19日（金）までに提出するものとする。

- イ 上記の確認を得るために要する経費は、応募者の負担とする。

ウ 端末装置の設置条件及び設置所要面積については、別添8のとおりである。

エ 受託後における端末装置の設置、移設（受託者の都合による場合については別途協議する。）及び撤去に伴う費用、並びに回線使用料等は、国が負担するものとする。

オ 上記（2）において、委託者が提示する場所における事務所の設置を希望した場合、上記ア及びイについてはこの限りではない。

- (5) 本事業ではレセプト管理システム（以下「レセ管システム」という。）を使用する必要があるため、契約期間開始までに、地方事務所においてレセ管システムが設置可能であること。

ア レセ管システムの設置条件及び設置所要面積については、別添9のとおりである。

イ 地方事務所への移設は次期委託契約期間開始前までに終えるものとし、その経費は国が負担するものとする。

ウ 受託後におけるレセ管システムの設置、移設（受託者の都合による場合については別途協議する。）及び撤去に伴う費用等は、国が負担するものとする。

エ 上記（2）において、委託者が提示する場所における事務所の設置を希望した場合、上記イについてはこの限りではない。

- (6) 医師会等関係団体及び医療機関等と中立な関係にあり、本業務を円滑に実施する上で特段の支障が認められないこと。

## 6 職員の配置等

- (1) 本部機能を有する事務所には本事業全体を統括する責任者を常時配置すること。
- (2) 各地方事務所には労災保険制度を知悉している管理者を常時1名以上配置すること、及び診療費審査点検事務についての実務経験がある又はこれに相当する知識を有する職員を必要数配置すること。

## 7 危険負担

受託者は、本業務に従事する要員の資質、規律保持、風紀及び衛生並びに健康に関すること等の人事管理及び要員の責めに起因して発生した火災・盗難等不祥事が発生した場合の一切の責任を負うこと。なお、その他危険負担については別添10「危険負担表」

のとおりとする。

## 8 委託事業の引継

受託者と次期受託者が異なる場合の引継については以下のとおりとする。

- (1) 受託者は次期受託者に対し、事業範囲詳細に記載されている各業務に関し、次期委託契約期間開始前までに引継を完了しなければならない。
- (2) 受託者は受託期間内に取得した全データ及び委託者が指定するものを、次期委託契約期間開始前までに次期受託者に引き継がなければならない。
- (3) 引継期間は、次期委託契約候補者決定日から次期委託契約期間開始日前日までとする。
- (4) 引継に要する経費は両受託者の負担とする。  
なお、上記(3)の期間内に引継が完了しなかった場合は、引き続き両受託者の負担により行うこととする。
- (5) 受託者は引継ぎを実施した旨の報告を、次期受託者は引継ぎを受けた旨の報告を次期委託契約期間の開始までに委託者へそれぞれ報告すること。

## 9 成果物の納入等

- (1) 労災診療費等に係る審査点検事務の補助等
  - ア 労災診療費等の審査点検結果に係る報告書を提出すること。
  - イ 厚生労働省が指定する業務統計等を提出すること。
- (2) 長期療養者に係る療養経過一覧表作成等  
労働局が依頼した長期療養者に係る診療内容の一覧表作成等の実績を報告すること。
- (3) 労災診療費に係る情報提供等  
事業の実施期間終了後、実施結果報告書により提供結果を提出すること。
- (4) 労災診療費に係る実態調査等  
厚生労働本省が別途指示する日時までに、調査結果を提出すること。

## 10 個人情報保護

個人情報の保護を徹底するため、少なくとも別添11「個人情報に係る措置等について」の要件を満たしていること。

また、セキュリティに関しては、別添12の厚生労働省情報セキュリティポリシーに準じたものを厚生労働本省と協議の上作成し、それを遵守すること。

## 11 労災診療被災労働者援護事業を実施している事業者との連携

厚生労働省の補助事業である労災診療被災労働者援護事業(以下「援護事業」という。)を実施するためには、本委託事業における労災診療費の請求データの活用が不可欠である。このため、下記(1)及び(2)を遵守すること。

- (1) 事業範囲詳細の第1章第1節I5「受付後のレセプト等に係るFDの作成及び送付」においては、労働局からレセプト等を受領した後3日以内(土曜、日曜、祝日を除く。)に、FDを援護事業実施者へ送付すること。
- (2) 事業範囲詳細の第1章第1節IV1(5)「厚生労働省からOCR装置へ配信されたデータの提供」においては、労災診療費支払入力締切日の翌日にデータの配信があるので、

支払入力締切日後2日以内（土曜、日曜、祝日を除く。）に、FDを援護事業実施者へ送付すること。

( )

( )

**労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る  
事業範囲の詳細**

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課  
平成22年1月

( )

( )

}

# 目 次

- 第1章 労災診療費等に係る審査点検事務の補助等
  - 第1節 労災診療費審査点検事務の補助等
    - I 労働者災害補償保険診療費請求書等の受領
    - II 審査点検事務の補助業務
    - III 審査点検事務の補助業務終了後の処理
    - IV その他
  - 第2節 労災薬剤費審査点検事務の補助等
    - I 労働者災害補償保険薬剤費請求書等の受領
    - II 審査点検事務の補助業務
    - III 審査点検事務の補助業務終了後の処理
    - IV その他
  - 第3節 労災訪問看護費用請求書審査点検事務の補助等
    - I 労災訪問看護費用請求書等の受領
    - II 審査点検事務の補助業務
  - 第4節 二次健康診断等給付請求書審査点検事務の補助等
    - I 二次健診等給付請求書等の受領
    - II 審査点検事務の補助業務
    - III 審査点検事務の補助業務終了後の処理
  - 第5節 アフターケア審査点検事務の補助等
    - I アフターケア委託費請求書等の受領
    - II 審査点検事務の補助業務
- 第2章 長期療養者に係る療養経過一覧表作成等
  - I レセプトを基にした長期療養者に係る療養経過一覧表作成等
  - II 長期療養者に係るレセプト(写)の提供等
- 第3章 労災診療費に係る情報提供等
  - I インターネットを活用した情報提供
  - II 労災診療費に係る相談
- 第4章 労災診療費に係る実態調査等

# 第1章 労災診療費等に係る審査点検事務の補助等

## 第1節 労災診療費審査点検事務の補助等

### I 労働者災害補償保険診療費請求書等の受領

1 労働者災害補償保険診療費請求書（以下「労災診療費請求書」という。）、診療費請求内訳書（以下「レセプト」という。）及び療養（補償）給付たる療養の給付請求書等の写し（以下「給付請求書」という。）の受領

- (1) 都道府県労働局（以下「労働局」という）から労災診療費請求書・レセプト（以下「レセプト等」という。）及び給付請求書が送付されるので、送付票に記載されたレセプト等の送付枚数、及び労災診療費請求書に記載されたレセプトの添付枚数をそれぞれ照合、確認後、送付票に受託者が用意する受付日付印（以下「受託者受付印」という。）を押印し、受付簿へ記録すること。
- (2) 不備のため返戻したレセプト等が再提出された際、受託者受付印を労働局が指定する箇所に押印し、不備返戻整理簿へ記録すること。

### 2 受領後の事務処理

- (1) 労災診療費請求書に受付年月日を記入  
押印されている労働局受付印の受付年月日を、労災診療費請求書の「②受付年月日」欄へ記入。
- (2) 記載内容の確認
  - ア 労災診療費請求書の確認を行うこと。
  - イ レセプトに記載された「①新継再別」から「⑬合計額」まで、労働者の氏名、事業の名称、所在地欄の確認を行うこと。
  - ウ レセプト等に記載された全項目（「⑪初診」以降を除く。）の内容の照合・確認を、記入漏れを含め行うこと。
  - エ 初回請求分と2回目以降請求分に関係書類の区分を行うこと。
- (3) 記載事項の照会  
請求内容に不備があったものや、疑義等のあるものについては、事前に労働局へ照会内容の確認を行った上で、労災指定医療機関等に対し電話照会等による補正、確認、又は必要に応じ不備返戻等を行うこと。

### 3 レセプトの写しの送付処理

- (1) 上記2（2）エにおいて初回請求分に区分したレセプトについては、その写しを作成すること。
- (2) レセプトに記載された労働保険番号を基に、速やかにレセプトの写しを傷病労働者が所属する事業場を所轄する労働基準監督署（以下「所轄署」という。）へ送付すること。

#### 4 事前点検前の機械処理

レセプト等を、労災診療費審査体制等充実強化対策事業受託者の地方事務所（以下「地方事務所」という。）において、労災行政情報管理システムに係る端末装置（以下「OCR装置」という。）に入力すること。

#### 5 受付後のレセプト等に係るFDの作成及び送付

厚生労働省（以下「委託者」という。）の補助対象事業者である労災診療被災労働者援護事業者地方事務所（以下「援護事業者地方事務所」という。）に対し、当該事業の契約医療機関に係るレセプト等のデータのみをFDに出力し、労働局からレセプト等を受領後3日以内（土曜、日曜、祝日を除く。）に送付すること。

#### 6 受付後のレセプト等に係る受付簿作成

当該データを活用し、受付簿を作成すること。

## II 審査点検事務の補助業務

### 1 点検

#### (1) レセプト等の事前点検

昭和51年1月13日付け基発第72号「労災診療費算定基準について（最終改定：平成20年3月31日付け基発第0331018号）」等に基づき（改定が行われた場合は、改定通達に基づき）、全レセプト等の「全項目」について、委託者が必要と認める範囲で、給付請求書を活用し、給付すべき診療行為であるか及び労災診療費の算定として適正であるかについて公平に事前点検を行うこと。

特に、労働局は次の事項に重点を置いて審査を行うことから事前点検において留意すること。

ア 業務上の災害又は通勤災害による傷病に対する給付対象として、適正であるか。

(ア) レセプトに記載されている傷病の部位及び傷病名が、労働災害及び通勤災害によるものとして妥当であるか否か。

(イ) 療養中にレセプトへ追加記載された新たな傷病等が、私病によるものではなく、原傷病、業務上の災害又は通勤災害によるものとして妥当であるか否か。

(ウ) 傷病名、傷病の程度、療養経過を踏まえ、療養の内容等から症状固定に該当する可能性があるか否か。

(エ) 傷病が再発である場合に、再発として該当する可能性があるか否か。

イ 内容が労災診療費の請求として適正であるか。

(ア) 労災診療費算定基準に定められた、健康保険の診療報酬点数表及び労災保険独自の特例的な算定に基づいているか否か。

(イ) 業務上の災害又は通勤災害による傷病に対し、医学的に必要と認められる診療行為に基づいた算定であるか否か。

ウ その他労働局が定める事前点検を的確に行うこと。

(2) 疑義事項の全てに対して疑義付箋（審査点検用）作成

単純な請求誤り、解釈誤りに該当する可能性があるレセプトについては、疑義付箋及びレセプトに修正案（請求金額の積み上げ再計算等）を記載すること。その他の判断を要するレセプトについては、疑義付箋に疑義内容や根拠等を記載すること。

(3) 電話等による労災指定医療機関等への照会

請求内容について、労働局が示した事前点検内容と照らし合わせて事実確認等が必要な場合は、事前に労働局へ照会内容の確認を行った上で、労災指定医療機関等へ照会すること。

(4) 事前点検終了後の労働局への報告

2 労働局における審査の補助

(1) 疑義事項についての説明

受託者は、労働局から指定された場所で、疑義内容及びレセプトの修正内容に関する照会に対する説明を行うこと。

(2) 疑義付箋への記載

労働局における審査により判断された請求について、その判断根拠等を疑義付箋に記載すること。

(3) 労災診療費審査委員会へ付託するレセプトの選定候補の抽出

労災診療費審査委員会（以下「審査委員会」という。）へ諮るレセプトの選定候補を抽出すること。

3 審査委員会に係る運営補助

(1) 疑義付箋（審査委員会等用）作成

上記2（3）により選定された、審査委員会に諮るレセプトについて、疑義付箋（審査委員会等用）を作成すること。

(2) 開催準備

労働局が指定する会場において審査委員会を開催するので、会場設営等の補助を行うこと。また、付託対象となるレセプトについて、照会状（回答書）その他医学文献資料等を準備しておくこと。

(3) 審査委員会における対応

ア 疑義内容の伝達、委員の意見を確認、疑義付箋に記載すること。

イ 委員からの指示により、労災指定医療機関等への照会（委員の照会内容の主旨と合致しているかなど、事前に労働局へ照会内容の確認等を行うこと）。

ウ 議事録の作成。

4 審査委員会における審査終了後の処理

(1) 疑義が解決した事案については、疑義付箋等に内容を記入

(2) 疑義が解決しなかった事案については、疑義付箋に経過等を記入

(3) 審査点検結果報告書を作成し、受付簿の写しを添付して労働局へ送付

#### (4) 労災診療費請求書への「審査済印」の押印

### Ⅲ 審査点検事務の補助業務終了後の処理

#### 1 審査後の機械処理

##### (1) データ入力

労働局における査定後にレセプト等が地方事務所に返戻されるので、その内容を次の支払締め日までにOCR装置へ入力すること。

##### (2) 配信後処理及び支払前修正入力処理

ア データ入力後、半日単位で「診療費チェックリスト」等がOCR装置付属のプリンター（以下「プリンター」という。）から出力されるので、入力データの確認を行うこと。確認の結果、調査の必要が生じた場合は、労働局へ報告すること。それ以外で、形式エラー及び入力時の誤読によるエラー等を除き、修正処理を要するものについては、労働局において修正帳票を作成するので、地方事務所でOCR装置に入力を行うこと。

イ データ入力後、1日単位で「診療費転帰後請求リスト」、「継続データチェックリスト」等のリストがプリンターから出力されるので、適宜確認を行い、修正処理を要するものについては、労働局において修正帳票を作成するので、地方事務所でOCR装置に入力を行うこと。また、労働局の判断が必要な場合は、労働局へ報告すること。

#### 2 不支給・保留処理

(1) 不支給決定となる場合及び保留となる場合は、労働局において修正帳票を作成するので、地方事務所でOCR装置に入力すること。

(2) 不支給、保留又はOCR装置入力エラー（以下「エラー」という。）となったレセプトがある場合は、労災診療費請求書束から分離し、当該請求書の余白に労働者氏名、金額及び保留等の理由を記入すること。

(3) 分離した不支給、保留又はエラーとなったレセプトは、労災診療費請求書の写しを作成すること。

このうち、不支給分については所轄署から送付される関係資料と併せて不支給綴りに編綴すること。

また、保留分については、処理が確定するまでの間、所定の場所に保管しておくこと。

(4) 所轄署において労災保険の適用外により不支給となった事案については、上記(2)(3)と同じ。

#### 3 査定通知書等の作成及び発送

労働局から依頼があった場合には、査定理由等を記載した査定通知書等を適宜作成し、労働局名で労災指定医療機関等へ送付すること。

#### 4 リスト等関連書類の労働局への送付

(1) 労災指定医療機関（国立の病院を除く）等に係るもの

支払期別に厚生労働省から送付される「診療費審査確認書」及び「診療費審査確認内訳書」を支払処理済のレセプト等、修正帳票及び診療費チェックリスト等関連書類と照合、確認を行い、速やかに労働局へ送付すること。

(2) 国立の病院に係るもの

支払期別に厚生労働省から配信される「診療費支出決定通知書」及び「診療費支出調書(国庫内移管用)」を支払処理済のレセプト等、修正帳票及び診療費チェックリスト等関連書類と照合、確認を行い、速やかに労働局へ送付すること。

その後、速やかに「診療費支出調書(国庫内移管用)」及び「診療費支出決定通知書」を労働局へ送付すること。

5 労災診療費請求書への「支払済印」の押印

労働局から「診療費審査確認書」等を受取後、労災診療費請求書の余白に労働局が指定する「支払済印」を押印すること。

6 証拠書編綴

(1) 労災指定医療機関(国立の病院を除く)等に係るもの

ア 「診療費審査確認書」は、レセプト等とともに証拠書の最初に編綴すること。

イ 機械処理が終了したレセプト等については、労災指定医療機関番号順に支払月別に編綴すること。

なお、保留又はエラーが解消され支払が行われた場合も同様に編綴すること。

ウ 疑義付箋等については、レセプトから分離し、イと同様に編綴すること。

エ 編綴の完了したレセプト等は労働局へ引き渡すこと。

(2) 国立の病院に係るもの

ア 「診療費支出決定書」が労働局で作成され、受託者に送付されるのでレセプト等とともに証拠書の最初に編綴すること。

イ 以下(1)イ～エと同じ。

IV その他

1 その他の事務処理

(1) 特殊事案

不正受給等が疑われる事案については、速やかに労働局へ連絡すること。

(2) 不支給・保留処理及び労働保険番号、生年月日、傷病年月日、年金証書番号(以下「給付キー」という。)の変更入力

ア 調査保留となった場合は、労働局において修正帳票を作成するので、地方事務所でOCR装置に入力すること。

また、保留解除となった場合も、労働局において修正帳票を作成する

ので、地方事務所でOCR装置に入力すること。

イ 所轄署において、給付キーを修正した場合、所轄署から修正帳票が送付されるので、地方事務所においてレセプト等の修正を行うこと。

(3) 支払後の修正入力処理

支払後の修正については、修正帳票を労働局において作成するので、地方事務所においてOCR装置に入力すること。

(4) 管理業務

支払入力締切日後に「支払状況一覧表」、「未処理事案一覧表」、「不支給処理リスト」、「保留一覧表」、「5号未登録レセプトチェックリスト」及び「治ゆ死亡登録後エラーレセプトリスト」等が送付されるので、レセプト等との照会及び労働局へ照会等を行うこと。

また、別途指示するリスト等については、速やかに労働局へ送付すること。

(5) 厚生労働省からOCR装置へ配信されたデータの提供

支払入力済レセプト等に係るデータが支払入力締切日の土曜、日曜、祝日を除く1日後にOCR装置へ配信されるので、FDに出力し、支払入力締切日後土曜、日曜、祝日を除く2日以内に、FDを援護事業者地方事務所へ送付すること。

2 レセプト等の管理・保管

レセプト等は、国の支出計算書付属証拠書となる重要な書類であることから、紛失等の事故がないよう、その管理・保管については万全を期すこと。

3 労災診療費データの集積管理及び情報提供

(1) レセプト管理システムの整備

審査点検事務の補助並びに厚生労働省、労働局及び所轄署へのレセプト等の情報提供に資するため、現行受託者が使用する以下の要件を満たしたレセプト管理システム（以下「レセ管システム」という。）を国への帰属後に地方事務所へ設置し、入力処理等行うこと。

ア 次期受託者は現行受託者と十分調整の上、次期委託期間開始の前々日までにレセ管システムの移設を各事務所において完了しておくこと。

イ レセ管システムに、レセプト等の情報を電子化のための入力、及びストックする（5年分）こと。

なお、受託期間開始時においては、前受託期間に係るレセプト等の情報を電子化のため入力すること。

ウ 平成21年度の現行受託者が使用しているハードウェアは、受託者が賃貸借していることに留意のこと。

エ 平成21年度の現行受託者が使用しているソフトウェアに係る著作権は、現行受託者が所有していないことに留意のこと。

(2) 労働局及び所轄署へのレセプト等の情報の提供

厚生労働省、労働局及び所轄署からレセプト等の情報提供を直接依頼された場合には、原則3日以内（土曜、日曜、祝日を除く）に回答できる体

制を確保すること。

(参考)

① ハードウェアおよびソフトウェア

OS	サーバー：WindowsServer2003R2 SP2
	クライアント：WindowsXP Professional SP2
データベース	Microsoft SQLServer2000 SP3A
スキャナー	富士通 fi-6750s
プリンター	RICOH IPSiO SP6220
その他動作環境	Microsoft ACCESS2002 Office XP SP2
	ARCserve Backup r12 for Windows SP1
	HP StorageWorks LT02 Ultrium448 テープドライブ (大、中特規模)
	HP StorageWorks DAT160 SAS テープドライブ (中、小特、小規模)

② 開発環境

基本システム	Microsoft VisualC++6.0
	Microsoft VisualBasic6.0 SP6
	Microsoft ACCESS2002
	LeadTools12J
データベース	Microsoft SQLServer2000 SP3A
インストーラー	InstallShield Developer7

4 労災指定医療機関等からの請求傾向に関する情報提供

労災診療費の適正払いを確保するため、審査点検事務の補助等の業務を行うことにより得られたデータを用い、請求項目別に請求誤り等が多い労災指定医療機関を集計し、別途定める様式により取りまとめの上、労働局へ報告すること。

(1) 報告対象となる労災指定医療機関等の選定

労災診療費の審査点検事務の補助等の業務を通じ、直近3ヵ月分のレセプト等を対象とし、金額、件数、内容等の観点において請求誤りの多い労災指定医療機関等として把握しているものから選定すること。

なお、選定に当たっては、各都道府県の実情に応じ、具体的な選定基準を労働局と調整すること。

(2) 報告方法等

委託者が指定する様式により、請求誤りの具体的内容を示し、必要に応じレセプト等の写しを添付すること。また、報告時期は原則として年3回目途とし、1回の報告時に北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡に係る分については10医療機関、その他は5医療機関以上を報告すること。

## 第2節 労災薬剤費審査点検事務の補助等

### I 労働者災害補償保険薬剤費請求書等の受領

#### 1 労働者災害補償保険薬剤費請求書（以下「労災薬剤費請求書」という。）、 薬剤費請求内訳書（以下「レセプト」という。）及び療養（補償）給付たる療 養の給付請求書等の写し（以下「給付請求書」という。）の受領

- (1) 労働局から労災薬剤費請求書・レセプト（以下「レセプト等」という。）  
及び給付請求書が送付されるので、送付票に記載されたレセプト等の送付  
枚数、及び労災薬剤費請求書に記載されたレセプトの添付枚数をそれぞれ  
照合、確認後、送付票に受託者が用意する受付日付印（以下「受託者受付  
印」という。）を押印し、受付簿へ記録すること
- (2) 不備のため返戻したレセプト等が再提出された際、受託者受付印を労働  
局が指定する箇所に押印し、不備返戻整理簿へ記録すること

#### 2 受領後の事務処理

- (1) 労災薬剤費請求書に受付年月日を記入  
押印された労働局受付印の受付年月日を、労災薬剤費請求書の受付年月  
日欄へ記入。
- (2) 記載内容の確認
  - ア 労災薬剤費請求書の確認を行うこと。
  - イ レセプトに記載された「②労働保険番号」から「⑫合計額」まで、労  
働者の氏名、事業の名称、所在地欄の確認を行うこと。
  - ウ レセプト等に記載された全項目（処方、調剤に係る欄を除く。）の内容  
の照合・確認を、記入漏れを含め行うこと。
- (3) 記載事項の照会  
請求内容に不備があったものや、疑義等のあるものについては、事前に  
労働局へ照会内容の確認を行った上で、労災指定薬局に対し電話照会等  
による補正、確認、又は必要に応じ不備返戻等を行うこと。

#### 3 調剤数量をレセプトの調剤数量欄に記入

### II 審査点検事務の補助業務

労災診療費と同様の取扱となるため、第1章第1節II「審査点検事務の補助  
業務」を参照のこと。

なお、当該文中の「労災指定医療機関等」については、「労災指定薬局」と読  
み替えること。

### III 審査点検事務の補助業務終了後の処理

#### 1 審査後の機械処理

- (1) データ入力

労働局における査定後にレセプト等が地方事務所に返戻されるので、その内容を次回の支払締め日までにOCR装置へ入力すること。

## (2) 配信後処理及び支払前修正入力処理

ア データ入力後、半日単位で「診療費チェックリスト」等がOCR装置付属のプリンター（以下「プリンター」という。）から出力されるので、入力データの確認を行うこと。確認の結果、調査の必要が生じた場合は、労働局へ報告すること。それ以外で、形式エラー及び入力時の誤読によるエラー等を除き、修正処理を要するものについては、労働局において修正帳票を作成するので、地方事務所でOCR装置に入力すること。

イ データ入力後、1日単位で「診療費転帰後請求リスト」、「継続データチェックリスト」等のリストがプリンターから出力されるので、適宜確認を行い、修正処理を要するものについては、労働局において修正帳票を作成するので、地方事務所でOCR装置に入力すること。また、労働局の判断が必要な場合は労働局へ報告すること。

## 2 不支給・保留処理

(1) 不支給決定となる場合及び保留となる場合は、労働局において修正帳票を作成するので、地方事務所でOCR装置に入力すること。

(2) 不支給、保留又はOCR装置入力エラー（以下「エラー」という。）となったレセプトがある場合には、労災薬剤費請求書束から分離し、当該請求書の余白に労働者氏名、金額及び保留等の理由を記入すること。

(3) 分離した不支給、保留又はエラーとなったレセプトは、労災薬剤費請求書の写しを作成すること。

このうち不支給分については、所轄署から送付される関係資料と併せて不支給綴りに編綴すること。

また、保留分については処理が確定するまでの間、所定の場所に保管すること。

(4) 所轄署において、労災保険の適用外により不支給となった案件については、上記(2)(3)と同じ取扱いとする。

## 3 リスト等関連書類の労働局への送付

支払期別に厚生労働省から送付される「診療費審査確認書」及び「診療費審査確認内訳書」を支払処理済の労災薬剤費請求書、レセプト、修正帳票及び診療費チェックリスト等関連書類と照合、確認を行い、速やかに労働局へ送付すること。

## 4 労災薬剤費請求書への「支払済印」の押印

労働局から「診療費審査確認書」等を受取後、労災薬剤費請求書の余白に労働局が指定する「支払済印」を押印すること。

## 5 証拠書編綴

(1) 「診療費審査確認書」は、レセプト等とともに証拠書の最初に編綴すること。

と。

(2) 機械処理が終了したレセプト等については、労災指定薬局番号順に支払月別に編綴すること。

なお、保留又はエラーが解消され支払が行われた場合も同様に編綴すること。

(3) 疑義付箋等については、レセプトから分離し、(2)と同様に編綴すること。

(4) 編綴の完了したレセプト等は労働局へ引き渡すこと。

#### IV その他

労災診療費と同様の取扱いとなるため、第1章第1節IV1「その他の事務処理」及び2「レセプト等の管理・保管」を参照のこと。

### 第3節 労災訪問看護費用請求書審査点検等

#### I 労災保険訪問看護費用請求書等の受領

##### 1 受領処理

- (1) 労働基準監督署（以下「監督署」という。）から労災保険訪問看護費用請求書及び労災保険訪問看護費用請求内訳書（以下「レセプト等」という。）等が送付されるので、送付票に記載されたレセプト等の送付枚数、及び労災保険訪問看護費用請求書（以下「労災訪問看護請求書」という。）に記載された労災保険訪問看護費用請求内訳書（以下「レセプト」という。）の添付枚数をそれぞれ照合、確認後、送付票に受託者が用意する受付日付印（以下「受託者受付印」という。）を押印し、受付簿へ記録すること
- (2) 不備のため返戻したレセプト等が再提出された際、受託者受付印を監督署が指定する箇所に押印し、不備返戻整理簿へ記録すること

##### 2 受領後の事務処理

- (1) レセプト等に記載された内容の照合・確認を、記入漏れを含め行うこと
- (2) 記載事項の照会  
請求内容に不備があったものや、疑義等のあるものについては、事前に労働局へ照会内容の確認を行った上で、労災指定訪問看護事業者に対し電話照会等による補正、確認、又は必要に応じ不備返戻等を行うこと。

#### II 審査点検事務の補助業務

##### 1 レセプト等の事前点検

平成20年3月5日厚生労働省告示第67号別表「訪問看護療養費にかかる指定訪問看護の費用の額の算定方法」及び平成6年9月30日付け基発第610号「労災保険における訪問看護の取扱いについて」に基づき、全レセプト等の「全項目」について事前点検を行うこと。

##### 2 疑義事項の全てに対して疑義付箋作成

単純な請求誤り、解釈誤りに該当する可能性があるレセプトについては、疑義付箋及びレセプトに修正案（請求金額の積み上げ再計算等）を記載すること。

その他の判断を要するレセプトについては、疑義付箋に疑義内容や根拠等を記載すること。

##### 3 電話等による労災指定訪問看護事業者への照会

請求内容について、労働局が示した事前点検内容と照らし合わせて事実確認等が必要な場合は、事前に労働局へ照会内容の確認を行った上、労災指定訪問看護事業者へ照会すること。

#### 4 レセプト等の監督署への送付

審査点検結果報告書を作成し、レセプト等とともに管轄する監督署へ送付すること。

## 第4節 二次健康診断等給付請求書審査点検等

### I 二次健康診断等給付請求書等の受領

#### 1 受領処理

- (1) 健診給付医療機関等を所轄する都道府県労働局（以下「健診給付医療機関等所轄局」という。）から二次健康診断等給付請求書、労働者災害補償保険二次健康診断等費用請求書、二次健康診断等費用請求内訳書及び一次健康診断結果書（以下「レセプト等」という。）等が送付されるので、送付票に記載されたレセプト等の送付枚数、及び労働者災害補償保険二次健康診断等費用請求書（以下「費用請求書」という。）に記載された二次健康診断等費用請求内訳書（以下「レセプト」という。）の添付枚数をそれぞれ照合、確認後、送付票に受託者が用意する受付日付印（以下「受託者受付印」という。）を押印し、受付簿へ記録すること
- (2) 不備のため返戻したレセプト等が再提出された際、受託者受付印を労働局が指定する箇所に押印し、不備返戻整理簿へ記録すること

#### 2 受領後の事務処理

- (1) レセプト等に記載された内容の照合・確認を、記入漏れを含め行うこと
- (2) 記載事項の照会

請求内容に不備があったものや、疑義等のあるものについては、事前に労働局へ照会内容の確認を行った上で、健診給付医療機関等に対し電話照会等による補正、確認、又は必要に応じ不備返戻等を行うこと。

### II 審査点検事務の補助業務

#### 1 レセプト等の事前点検

平成13年3月31日付け基発第233号「労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」及び平成13年3月31日付け基発第234号「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」に基づき、全レセプト等の「全項目」について点検すること。

#### 2 疑義事項の全てに対して疑義付箋等作成

##### (1) 疑義付箋の作成

単純な請求誤り、解釈誤りに該当する可能性があるレセプト等については、疑義付箋及びレセプトに修正案（請求金額の積み上げ再計算等）を記載すること。

その他の判断を要するレセプト等については、疑義付箋に疑義内容や根拠等を記載すること。

##### (2) 二次健康診断等給付請求書審査点検結果報告書の作成

### 3 電話等による健診給付医療機関等への照会

請求内容について、労働局が示した事前点検内容と照らし合わせて事実確認等が必要な場合は、事前に労働局へ照会内容の確認を行った上、健診給付医療機関等へ照会すること。

### 4 事前点検後の機械処理

#### (1) レセプト等のOCR装置入力

レセプト等をOCR装置に入力すること。

なお、入力の順番は「労災保険業務機械処理事務手引」に基づき行うこと。

#### (2) OCR装置入力後の処理

##### ア 二次健康診断等給付請求書

(ア) 二次健康診断等給付請求書（以下「給付請求書」という。）入力の翌日、1日単位で「給付請求書処理結果一覧表」がOCR装置付属のプリンター（以下「プリンター」という。）から出力されるので、入力内容と照合を行うこと。確認の結果、調査の必要が生じた場合、又は形式エラーや入力時の誤読によるエラーを除き修正処理を要する場合は、労働局へ報告すること。

(イ) 形式エラー又はOCR装置入力時の誤読によるエラーになった場合は、その原因を確認した上で、再入力又は修正帳票を作成のうえ修正を行うこと。

また、県内分（健診給付医療機関等所轄局と事業場所轄労働局が同一の請求等）で地方事務所において解決できないものについては、労働局へ相談すること。なお、県外分で地方事務所において解決できないものについては、事業場を管轄する労働局へ修正帳票を送付すること。

##### イ 費用請求書及びレセプト

(ア) 入力の半日後、「二次健康診断費用チェックリスト」がプリンターから出力されるので、入力データの確認を行うこと。

(イ) OCR装置入力エラーになった場合は、その原因を確認した上で、再入力又は修正帳票を作成のうえ修正を行うこと。

また、地方事務所において解決できないものについては、労働局へ相談すること。

### 5 レセプト等の労働局への送付

(1) 県内分（健診給付医療機関等所轄労働局と事業場所轄労働局が同一の請求等）

レセプト等、疑義付箋、二次健康診断費用チェックリスト、二次健康診断等給付請求書審査点検結果報告書及び修正帳票等を医療機関等所轄労働局へ送付すること。

(2) 県外分（健診給付医療機関等所轄労働局と事業場所轄労働局が異なる請

求等)

ア 健診給付医療機関等所轄労働局

給付請求書及び二次健康診断等給付請求書審査点検結果報告書の写し、費用請求書、レセプト、疑義付箋、二次健康診断費用チェックリスト及び修正帳票等を送付すること。

イ 事業場所轄労働局

レセプト及び疑義付箋並びに二次健康診断費用チェックリストの写し、給付請求書、一次健康診断結果書、及び二次健康診断等給付請求書審査点検結果報告書等を送付すること。

Ⅲ 審査点検事務の補助業務終了後の処理

1 修正帳票の入力

労働局から請求情報（費用請求書、レセプト情報）に係る修正帳票が送付された場合には、地方事務所でOCR装置に入力を行うこと。

2 修正帳票の送付

上記Ⅰ3(2)ア(イ)及びイ(イ)において地方事務所でOCR装置に入力した修正帳票を労働局へ送付すること。

## 第5節 アフターケア委託費審査点検等

### I アフターケア委託費請求書等の受領

#### 1 受領処理

- (1) 労働局からアフターケア委託費請求書及びアフターケア委託費請求内訳書（以下「レセプト等」という。）等が送付されるので、送付票に記載されたレセプト等の送付枚数、及びアフターケア委託費請求書（以下「請求書」という。）に記載されたアフターケア委託費請求内訳書（以下「レセプト」という。）の添付枚数をそれぞれ照合、確認後、送付票に受託者が用意する受付日付印（以下「受託者受付印」という。）を押印し、受付簿へ記録すること
- (2) 不備のため返戻されたレセプト等が再提出された際、受託者受付印を労働局が指定する箇所に押印し、不備返戻整理簿へ記録すること

#### 2 受領後の事務処理

##### (1) 記載内容の確認

ア 請求書の確認を行うこと

イ レセプトに記載された「③診察年月日」（薬局用の場合は「④処方年月日）」から「⑧合計額」まで、受診者の氏名等の欄の確認を行うこと

ウ レセプト等に記載された内容の照合・確認を、記入漏れを含め行うこと

##### (2) 記載事項の照会

請求内容に不備があったものや、疑義等のあるものについては、事前に労働局へ照会内容の確認を行った上で、電話照会等による補正、確認、又は必要に応じ不備返戻等を行うこと。

### II 審査点検事務の補助業務

#### 1 レセプト等の事前点検

アフターケア規程集に基づき、全レセプト等の「全項目」について点検すること。

#### 2 疑義事項の全てに対して疑義付箋作成

#### 3 電話等による労災指定医療機関等への照会

請求内容について、労働局が示した事前点検内容と照らし合わせて事実確認等が必要な場合は、事前に労働局へ照会内容の確認を行った上で、労災指定医療機関等へ照会すること。

#### 4 レセプト等の労働局への送付

審査点検結果報告書を作成し、レセプト等とともに労働局へ送付すること。

なお、保留されているレセプトについては、「保留中」であることが判るよう  
にした上で送付すること。

## 第2章 長期療養者に係る療養経過一覧表作成等

### I レセプトを基にした長期療養者に係る療養経過一覧表作成等

#### 1 一覧表の作成等

- (1) 労働局から、長期療養者に係るレセプトを基にした療養経過一覧表の作成を地方事務所へ依頼するので、一覧表作成の上、これらを用いて、委託する専門医（治療内容、投薬内容から治療効果及び症状の安定の有無を判断した経験のある整形外科等を専門とする医師に限る。）に「症状の安定の有無等」、「治療効果の有無」及び「治ゆ見込み等」を記載した所見書を作成すること。
- (2) レセプトの分析等を依頼する対象となる長期療養者に当たっては、以下のア及びイのいずれの要件にも該当する者とする。
  - ア 療養開始から3年以上経過した者
  - イ 骨折及び関節の障害により療養中の者
- (3) レセプトの分析等に係る対象期間は、原則として直近の1年分とする。

#### 2 地方事務所から労働局への報告

地方事務所は、労働局から依頼された長期療養者に係る療養経過の一覧表等の作成が終了した場合には、当該一覧表及び専門医からの所見書に係る対象期間分のレセプトの写しを添付し、労働局に提出すること。

なお、労働局の依頼を受けてから2箇月を目途に報告を行うこと。

#### 3 局医協議会等への出席及び説明

労働局が、上記2により報告を受けた療養経過一覧表及びレセプトについて、局労災医療協議会等において説明を求めることがある。

### II 長期療養者に係るレセプト（写）の提供等

労働局から、長期療養者に係るレセプト（写）の提供等を地方事務所へ依頼するので、地方事務所においては、依頼された者について、直近6ヶ月のレセプトを抽出し、診療機関、診療日数、傷病名、診療内容及び傷病の経過等の情報を添付し、労働局に当該レセプトの写しを提供すること。

なお、上記に係る様式については別途指示する。

### 第3章 労災診療費に係る情報提供等

#### I インターネットを活用した情報提供

- 1 労災診療費に係る情報を労災指定医療機関等に広報・周知するため、インターネットを活用し情報提供事業を行う。コンテンツについては以下のとおりとする。
  - (1) 都道府県労働局及び労働基準監督署の案内について
  - (2) 労災診療費算定基準について
  - (3) 請求誤り事例について
  - (4) その他厚生労働本省が受託者と協議の上依頼するもの
- 2 使用する情報提供機器等は、年間トップページアクセス数30万件を目処に受託者が用意すること。
- 3 各コンテンツについては、インターネット上に公開する前に、厚生労働省の承諾を得ること。
- 4 受託者は年度終了後、トップページ及び(1)アからウまでのコンテンツの年間アクセス数を取りまとめ、厚生労働本省へ報告すること。

#### II 労災診療費に係る相談

- 1 本部機能を有する事務所及び地方事務所等における相談業務
  - (1) 本部機能を有する事務所及び地方事務所(以下「地方事務所等」という。)においては、労災診療費の当該事業に係る相談を受け付けること。
  - (2) 相談に対する回答については、マニュアル等を作成し、地方事務所等において斉一的な回答を行うこと。
  - (3) 相談は地方事務所等において受付けるほか、電話、インターネット等あらゆる手法を活用すること。
  - (4) 相談者のプライバシーに留意すること。
  - (5) 相談事案に対して速やかに回答すること。
  - (6) 地方事務所等においては相談日誌を作成し、相談内容は相談の都度、相談日誌に記入すること。なお、相談日誌の様式、形式は問わない。
- 2 労働局への連絡
  - ア 労災かくし又は労災保険の不正受給と思われる相談については、労働局に相談内容を連絡すること。
  - イ 労災指定医療機関等の不正請求と思われる相談についても、労働局に相談内容を連絡すること。
- 3 相談事案等の取りまとめ等  
受託者は、上記1及び2の相談内容を翌月末までに集計すること。

また、年度終了後に月単位で地方事務所等又は事案別などの項目別に相談実施状況を作成し、実施結果報告書により厚生労働本省へ報告すること。

- 4 相談業務の実施について、ホームページ、ポスター等の配布、雑誌への掲載等あらゆるチャンネルを活用した広報に努めること。

## 第4章 労災診療費に係る実態調査等

### 1 労災診療費に係る実態調査について

本調査は、健康保険の診療報酬点数表の改定により労災診療費が財政的にどの程度影響を受けるか計算するために必要な労災診療費の構成比等の調査（以下「通常調査」という。）及び、「医師会、歯科医師会」、「看護師等の人材確保の促進に関する法律第14条第1項による指定を受けた公益法人」、「宗教法人」及び「上記以外の公益法人」により設立された医療機関についての調査（以下「特定医療機関調査」という。）から構成される。

### 2 通常調査について

通常調査における調査対象、レセプトの抽出方法、集計要領、結果報告期限等については、別添の労災診療費実態調査実施要領のとおりとすること。

### 3 特定医療機関調査について

#### (1) 医療機関に対する調査

労働局は、「医師会、歯科医師会」、「看護師等の人材確保の促進に関する法律第14条第1項による指定を受けた公益法人」、「宗教法人」及び「上記以外の公益法人」により設立された医療機関名を受託者に通知するので、受託者は、当該医療機関に対し委託者が別途定める様式により照合し、回答書を収集すること。

#### (2) 労働局に対する報告

受託者は、回答書に基づき委託者が別途定める様式に取りまとめの上、平成23年3月末日までに局に送付すること。

## 労災診療費実態調査実施要領

### 1 調査対象

平成22年10月支払い済分（7月以降の診療月分に限る。）の診療費請求内訳書（以下「レセプト」という。）とすること。

なお、調査内容については、必要に応じ変更する場合があること。

### 2 抽出方法

レセプトを「入院」と「入院外」に区分し、別紙1-1「労災診療費実態調査抽出件数表」により抽出すること。

なお、抽出に当たっては、系統抽出法により無作為に抽出することとし、特定の医療機関等に偏ることのないよう留意すること。

### 3 集計要領

別紙2「労災診療費実態調査集計要領」により集計を行い、都道府県別支払済実件数を抽出件数で除した還元倍率（小数点以下第6位を四捨五入し、小数点以下第5位まで求める。）により還元した後、様式に従い集計表を作成すること。

（一般集計）

表1 労災診療費行為別実態調査集計表

（特別集計）

表2 労災診療費行為別個別項目実態調査集計表（医学管理等）

表3 労災診療費行為別個別項目実態調査集計表（在宅医療）

表4 労災診療費行為別個別項目実態調査集計表（処置）

表5 労災診療費行為別個別項目実態調査集計表（手術）

表6 労災診療費行為別個別項目実態調査集計表（画像診断料）

表7 労災診療費行為別個別項目実態調査集計表（リハビリテーション）

表8 労災診療費行為別個別項目実態調査集計表（入院基本料等加算）

表9 労災診療費行為別個別項目実態調査集計表（特定入院料）

表10 病棟区分別・入院期間別・施設基準別入院基本料算定日数

### 4 薬剤費レセプトに関する実態調査

#### (1) 抽出方法

別紙1-2「労災診療費実態調査抽出件数表（薬剤費）」の件数の薬剤

費レセプトについて、系統抽出法により無作為に抽出すること。

(2) 集計要領

調剤料に係る後発医薬品調剤加算の算定件数をカウントし、調剤料の算定に対する後発医薬品調剤加算算定割合を別添の様式で作成する。

表 1 1 調剤料区分別「後発医薬品調剤加算」算定割合調査集計表

5 結果報告

上記 3 及び 4 で作成した集計結果について、平成 23 年 3 月末日までに、厚生労働本省へ報告すること。

6 その他

平成 22 年度診療報酬の改定内容により、集計表の項目等、調査内容の詳細について変更があり得ること。

労災診療費実態調査抽出件数表(診療費)

		入 院	入 院 外	合 計
1	北 海 道	320	521	841
2	青 森 県	34	52	86
3	岩 手 県	34	53	87
4	宮 城 県	52	92	144
5	秋 田 県	35	68	103
6	山 形 県	24	55	79
7	福 島 県	51	93	144
8	茨 城 県	45	82	127
9	栃 木 県	43	77	120
10	群 馬 県	49	98	147
11	埼 玉 県	104	255	359
12	千 葉 県	95	205	300
13	東 京 都	178	522	700
14	神 奈 川 県	142	330	472
15	新 潟 県	53	133	186
16	富 山 県	37	55	92
17	石 川 県	40	52	92
18	福 井 県	27	39	66
19	山 梨 県	29	36	65
20	長 野 県	42	88	130
21	岐 阜 県	50	128	178
22	静 岡 県	69	198	267
23	愛 知 県	155	379	534
24	三 重 県	55	138	193
25	滋 賀 県	27	73	100
26	京 都 府	61	171	232
27	大 阪 府	240	553	793
28	兵 庫 県	151	284	435
29	奈 良 県	34	65	99
30	和 歌 山 県	42	80	122
31	鳥 取 県	18	24	42
32	島 根 県	21	35	56
33	岡 山 県	80	132	212
34	広 島 県	96	197	293
35	山 口 県	47	72	119
36	徳 島 県	38	73	111
37	香 川 県	37	51	88
38	愛 媛 県	79	130	209
39	高 知 県	57	115	172
40	福 岡 県	202	270	472
41	佐 賀 県	28	39	67
42	長 崎 県	57	79	136
43	熊 本 県	75	100	175
44	大 分 県	76	160	236
45	宮 崎 県	52	97	149
46	鹿 児 島 県	51	83	134
47	沖 縄 県	14	22	36
	合 計	3,346	6,654	10,000

労災診療費実態調査抽出件数表(薬剤費)

		件数
1	北海道	84
2	青森県	9
3	岩手県	9
4	宮城県	14
5	秋田県	10
6	山形県	8
7	福島県	14
8	茨城県	13
9	栃木県	12
10	群馬県	15
11	埼玉県	36
12	千葉県	30
13	東京都	70
14	神奈川県	47
15	新潟県	19
16	富山県	9
17	石川県	9
18	福井県	7
19	山梨県	6
20	長野県	13
21	岐阜県	18
22	静岡県	27
23	愛知県	53
24	三重県	19
25	滋賀県	10
26	京都府	23
27	大阪府	79
28	兵庫県	44
29	奈良県	10
30	和歌山県	12
31	鳥取県	4
32	島根県	6
33	岡山県	21
34	広島県	29
35	山口県	12
36	徳島県	11
37	香川県	9
38	愛媛県	21
39	高知県	17
40	福岡県	47
41	佐賀県	7
42	長崎県	14
43	熊本県	17
44	大分県	24
45	宮崎県	15
46	鹿児島県	13
47	沖縄県	4
	合計	1,000

労災診療費実態調査集計要領

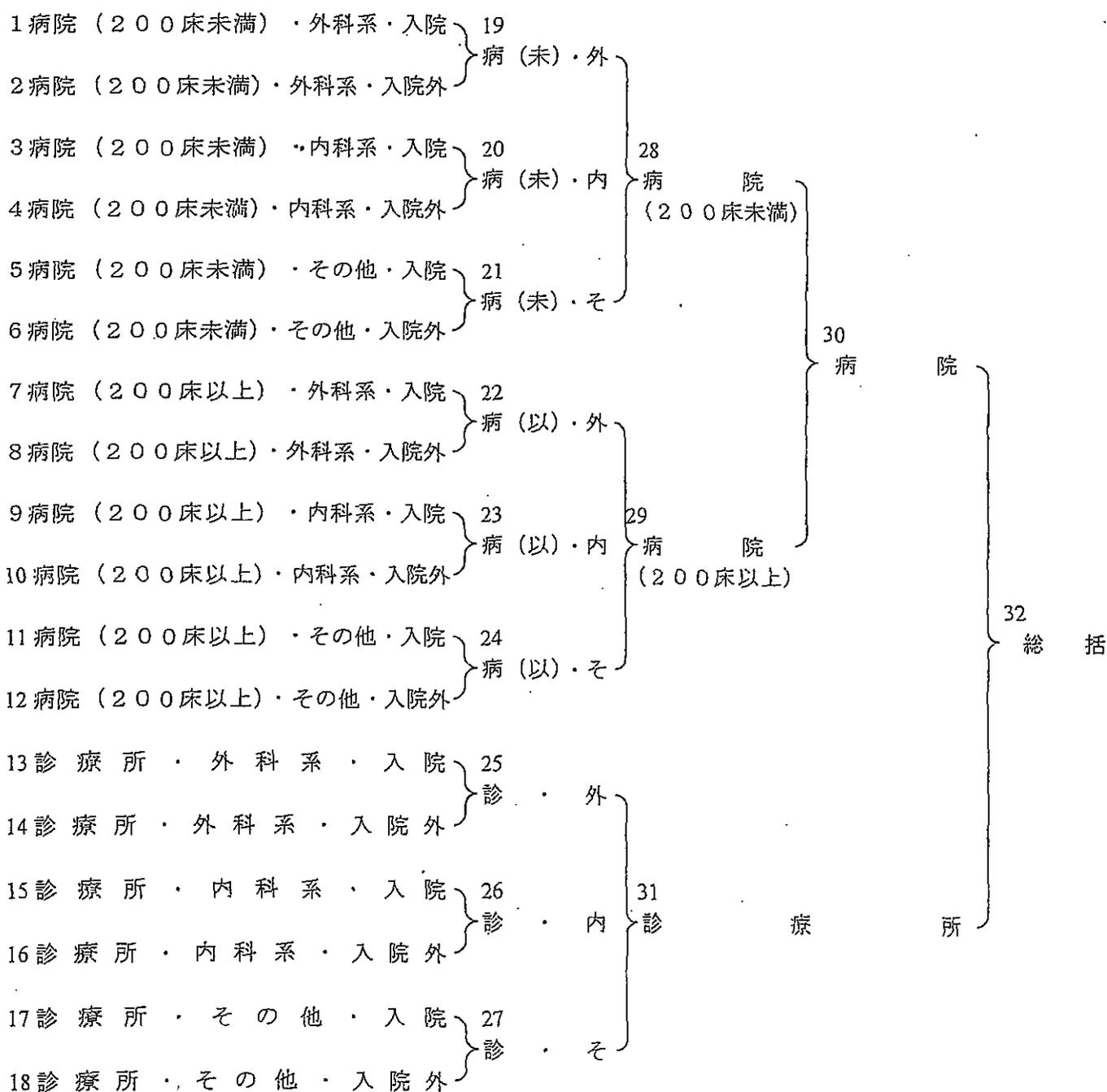
1 労災診療費実態調査集計（一般集計）

労災診療費行為別実態調査集計表・・・表1

全国計

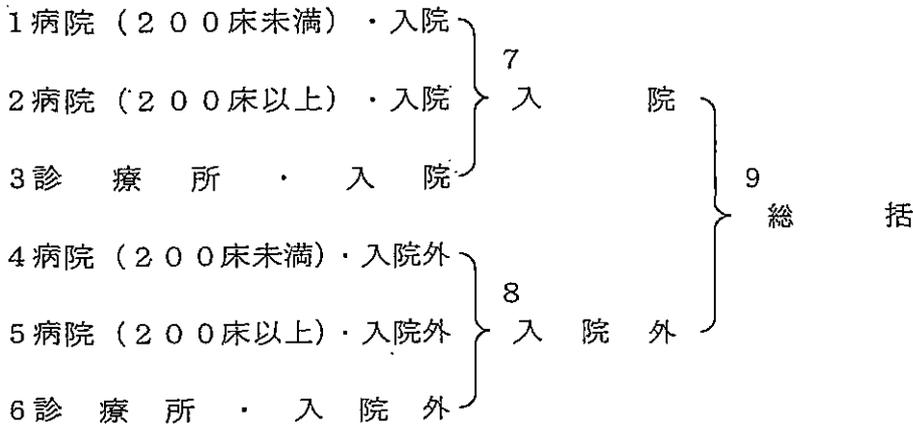
イ 診療科別、病院（200床未満）・病院（200床以上）・診療所別、入院・入院外別の診療費行為区分の集計

下記の1～32の区分により集計すること。



ロ 病院（200床未満）・病院（200床以上）・診療所別、入院・入院外別の診療費行為区分の集計

下記の1～9の区分により集計すること。



〈診療科区分〉

内科系	外科系	その他
内科	外科	眼科
診療内科	整形外科	耳鼻咽喉科
精神科	形成外科	皮膚科
神経科	脳神経外科	泌尿器科
呼吸器科	呼吸器外科	放射線科
消化器科	心臓血管外科	歯科口腔外科
循環器科	リハビリテーション科	：

## 2 労災診療費実態調査集計（特別集計）

(1) 労災診療費行為別個別項目実態調査集計表…表2～表9

表2から表9に定める診療項目について、件数（回数、単位数）、点数及び金額を集計し作成すること。

(2) 病棟区分別・入院期間別・施設基準別入医院基本料算定日数…表10

表10に定める入院基本料について、病棟区分別・入院期間別及び施設基準別に入院基本料算定日数を集計し作成すること。

平成 年 月 支 分 労 災 診 療 費 行 為 別 実 態 調 査 集 計 表 (病院・診療所 外科系・内科系・その他 入院・入院外・後援)

① 大区分		② 小区分		③ 点数	④ 金額 (③×単価)	⑤ 復元後金額 (④×復元率)	⑥ 大区分小計 (1 項目ご当り 単価(④÷③))	大区分比 ⑥÷⑦	大区分 構成内比 ⑧÷⑨	構成比 ⑩÷⑪
区分	コード	コード	診療行為別区分	点	円	円	円	%	%	%
病	1	1	初診料							
		2	時間外・休日・深夜・夜間・早朝加算							
		3	救急医療管理加算							
		4	再診料							
		5	外来診療料							
		6	時間外・休日・深夜・夜間・早朝加算							
		7	外来管理加算							
		8	医学管理等							
		9	病診時患者指導管理料							
		10	在宅医療							
		11	その他							
投薬	2	1	投薬料(薬剤)							
		2	技術料(処方料他)							
注射	3	1	注射料(薬剤)							
		2	技術料(手技料他)							
置	4	1	初診時ブラッシング料							
		2	処置料							
		3	手指の特例処置料							
		4	四肢の特例処置料							
		5	消炎鎮痛等処置料							
		6	手指の特例消炎鎮痛等処置料							
		7	四肢の特例消炎鎮痛等処置料							
		8	介達牽引料							
		9	四肢の特例介達牽引料							
		10	ギブス料							
		11	薬剤・材料							
術	5	1	手術料							
		2	手指の特例手術料							
		3	四肢の特例手術料							
		4-1	指ごとの創傷処理特例手術料(1本)							
		4-2	指ごとの創傷処理特例手術料(2本)							
		4-3	指ごとの創傷処理特例手術料(3本)							
		4-4	指ごとの創傷処理特例手術料(4本)							
		4-5	指ごとの創傷処理特例手術料(5本)							
		5-1	指ごとの骨折非血管的手術料(1本)							
		5-2	指ごとの骨折非血管的手術料(2本)							
		5-3	指ごとの骨折非血管的手術料(3本)							
5-4	指ごとの骨折非血管的手術料(4本)									
5-5	指ごとの骨折非血管的手術料(5本)									
6	傷血回指加算									
7	麻酔料									
8	輸血料									
9	薬剤・材料									
検査	6	1	検査料(手技判断料含む)							
		2	病理診断							
		3	放射線診断料							
		4	薬剤・材料							
画像診断	7	1	単純撮影・造影料							
		2	コンピュータ断層撮影(CT)							
		3	コンピュータ断層撮影(MR1)							
		4	薬剤							
リハビリテーション	8	1	心大血管疾患リハビリテーション料							
		2	脳血管疾患等リハビリテーション料							
		3	神経筋リハビリテーション料							
		4	呼吸器リハビリテーション料							
		5	四肢の心大血管疾患等リハビリテーション料							
		6	四肢の心大血管疾患等リハビリテーション料							
		7	四肢の特例呼吸器リハビリテーション料							
		8	四肢の特例呼吸器リハビリテーション料							
		9	リハビリテーション総合計画評価料							
		10	その他							
入院	9	1	入院基本料							
		2	入院基本料加算							
		3	病衣貸与料							
		4	労務治療計画加算							
		5-1	入院室料加算(甲)個室							
		5-2	入院室料加算(甲)2人							
		5-3	入院室料加算(甲)3人							
		5-4	入院室料加算(甲)4人							
		5-5	入院室料加算(乙)個室							
		5-6	入院室料加算(乙)2人							
		5-7	入院室料加算(乙)3人							
5-8	入院室料加算(乙)4人									
6	特定集中治療室管理料									
7	救命救急入院料									
8	回復期リハビリテーション病棟入院料									
9	その他の特定入院料									
10	その他									
11	食事療養料									
その他	10	1	労務治療計画管理料							
		2	療養の給付請求取扱料							
		3	診療報酬提供料							
		4	休業証明料							
		5	診断書料							
		6	精神科専門療法							
		7	放射線治療料							
		8	労災付添看護・特別労災付添看護							
		9	処方後薬品調剤料							
		10	その他(無算)							
		11	その他(金別)							
合計								100.00		100.00

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで(第3位四捨五入))

① 区 分	②		③ 回 数 回	④ 点 数 点	⑤ 金 額 (④×単価) 円	⑥ 復元後回数 (③×復元倍率) 円	⑦ 復元後点数 (④×復元倍率) 円	⑧ 復元後金額 (⑤×復元倍率) 円	⑨ 構 成 比
	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分							
医 学 管 理 等	B000	3 0 1	特定疾患療養管理料	225/147/87					
	B001	3 0 2	特定薬剤治療管理料	470					
	B001	3 0 3	悪性腫瘍特異物質治療管理料	220/360/400					
	B001	3 0 4	難病外来指導管理料	250					
	B001	3 0 5	外来栄養食事指導料	130					
	B001	3 0 6	入院栄養食事指導料	130					
	B001	3 0 7	集団栄養食事指導料	80					
	B001	3 0 8	心臓ペースメーカー指導管理料	460/320					
	B001	3 0 9	在宅療養指導料	170					
	B001	3 1 0	慢性維持透析患者外来医学管理料	2305					
	B001	3 1 1	慢性疼痛疾患管理料	130					
	B001	3 1 2	埋込型補助人工心臓指導管理料	6000					
	B001-4	3 1 3	手術前医学管理料	1192					
	B001-5	3 1 4	手術後医学管理料	1188/1056					
	B001-6	3 1 5	肺血栓塞栓症予防管理料	305					
	B002	3 1 6	開放型病院共同指導料	350/220					
	B006	3 1 7	救急救命料	500					
	B006-3	3 1 8	退院時リハビリテーション指導料	300					
	B007	3 1 9	退院前訪問指導料	410					
	B008	3 2 0	薬剤管理指導料	350					
B009	3 2 1	診療情報提供料 (I)	250						
B010	3 2 2	診療情報提供料 (II)	500						
B011-3	3 2 3	薬剤情報提供料	10						
	3 2 4	その他	-						
	合	計		0	0	0	0	0	0

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで(第3位四捨五入))

① 区 分	②		③ 所 定 点 数 点	④ 回 数 回	⑤ 金 額 (④×単価) 円	⑥ 復元後回数 (③×復元倍率) 円	⑦ 復元後点数 (④×復元倍率) 円	⑧ 復元後金額 (⑤×復元倍率) 円	⑨ 構 成 比
	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分							
在宅医療	C000	401	往診料	650					
	C001	402	在宅患者訪問診療料	830					
	C002	403	在宅時医学総合管理料	4200/4500/2200/2500					
	C003	404	在宅末期医療総合診療料	1495/1685					
	C004	405	救急搬送診療料	650					
	C005	406	在宅患者訪問看護・指導料	530/630/480/550					
	C006	407	在宅訪問リハビリテーション指導管理料	300					
	C007	408	訪問看護指示料	300					
	C008	409	在宅患者訪問薬剤管理指導料	550					
	C100	410	退院前在宅療養指導管理料	120					
	C103	411	在宅栄養療法指導管理料2(その他の場合)	2500					
	C104	412	在宅中心静脈栄養法指導管理料	3000					
	C105	413	在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	2500					
	C106	414	在宅自己導尿指導管理料	1800					
	C107	415	在宅人工呼吸指導管理料	2800					
	C108	416	在宅悪性腫瘍患者指導管理料	1500					
	C109	417	在宅寝たきり患者処置指導管理料	1050					
	C111	418	在宅肺高血圧症患者指導管理料	1500					
	C112	419	在宅気管切開患者指導管理料	900					
	C157	420	酸素ポンプ加算	880/3950					
	C158	421	酸素濃縮装置加算	4620					
	C159	422	液化酸素装置加算	3970/880					
	C160	423	在宅中心静脈栄養法用輸液セット加算	2000					
	C161	424	注入ポンプ加算	1000					
	C162	425	在宅成分栄養経管栄養法用栄養管セット加算	2000					
	C163	426	間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル加算	600					
	C164	427	人工呼吸器加算	6840/5930/3000					
	C165	428	経鼻的持続陽圧呼吸療法用治療器加算	1210					
	C166	429	携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算	2500					
	C167	430	疼痛管理用送信器加算	600					
	C168	431	携帯型精密輸液ポンプ加算	10000					
	C169	432	気管切開患者用人工鼻加算	1500					
		433	その他	-					
	合	計		0	0	0	0	0	0

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

区分	①		② 診 療 行 為 別 区 分	③ 所 定 点 数 点	④ 回 数 回	⑤ 金 額 (④×単価) 円	⑥ 復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	⑦ 復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	⑧ 復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	⑨ 構 成 比
	コ ー ド	コ ー ド								
処	J000	501	創傷処置1	45						
	J000	502	創傷処置2	49						
	J000	503	創傷処置3	75						
	J000	504	創傷処置4	140						
	J000	505	創傷処置5	250						
	J001	506	熱傷処置1	135						
	J001	507	熱傷処置2	147						
	J001	508	熱傷処置3	225						
	J001	509	熱傷処置4	420						
	J001	510	熱傷処置5	1250						
	J001-2	511	絆創膏固定術	500						
	J001-3	512	鎖骨又は肋骨骨折固定術	500						
	J001-4	513	重度褥瘡処置1	90						
	J001-4	514	重度褥瘡処置2	98						
	J001-4	515	重度褥瘡処置3	150						
	J001-4	516	重度褥瘡処置4	280						
	J001-4	517	重度褥瘡処置5	500						
	J001-7	518	爪甲除去	45						
	J001-8	519	穿刺排膿後薬液注入	45						
	J001-9	520	空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置	45						
置	J002	521	ドレーン法	45/21						
	J005	522	脳室穿刺	300						
	J006	523	後頭下穿刺	220						
	J007	524	頸椎、胸椎又は腰椎穿刺	140						
	J008	525	胸腔穿刺	220						
	J009	526	人工気胸	250						
	J010	527	腹腔穿刺	230						
	J011	528	骨髄穿刺	80/90						
	J015	529	甲状腺穿刺	130						
	J016	530	リンパ節等穿刺	120						
	J017	531	エタノールの局所注入	1000						
	J018	532	喀痰吸引	48						
J018-2	533	内視鏡下気管支分泌物吸引	120							
J019	534	持続的胸腔ドレナージ	550							
J019-2	535	胸腔内出血排除	550							
J020	536	胃持続ドレナージ	50							

表4-②

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで(第3位四捨五入))

① 区 分	②		③ 所 定 点 数 点	④ 回 数 回	⑤ 点 数 点	⑥ 金 額 (④×単価) 円	⑦ 復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	⑧ 復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	⑨ 復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	⑩ 構 成 比
	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分								
処 置	J021	537	持続的腹腔ドレナージ		550					
	J022-2	538	摘便		100					
	J024	539	酸素吸入		65					
	J025	540	酸素テント		65					
	J026	541	間歇的陽圧吸入法		160					
	J026-2	542	鼻マスク式補助換気法		65					
	J026-3	543	体外式陰圧人工呼吸器治療		160					
	J027	544	高気圧酸素治療	5000/6000/200						
	J043-3	545	ストーマ処置	70/100						
	J044	546	救命のための気管内挿管		400					
	J044-2	547	体表面ベレーシング法又は食道ベレーシング法		400					
	J045	548	人工呼吸1		220					
	J045	549	人工呼吸2	50点加算						
	J045	550	人工呼吸3		745					
	J046	551	非開胸的心マッサージ1		250					
	J046	552	非開胸的心マッサージ2	40点加算						
	J047	553	カウンターショック		3500					
	J050	554	気管内洗浄		240					
	J053	555	皮膚科軟膏処置1		45					
	J053	556	皮膚科軟膏処置2		49					
	J053	557	皮膚科軟膏処置3		75					
	J053	558	皮膚科軟膏処置4		140					
	J053	559	皮膚科軟膏処置5		250					
	J054	560	皮膚科光線療法1		45					
	J054	561	皮膚科光線療法2		150					
	J054-2	562	皮膚レーザー照射療法1		2170					
	J054-2	563	皮膚レーザー照射療法2		2800					
	J055-2	564	イオントフォレーゼ		200					
	J058	565	膀胱穿刺		80					
	J060	566	膀胱洗浄		60					
	J063	567	留置カテーテル設置		40					
	J064	568	導尿		40					
	J116	569	関節穿刺		80					
J116-2	570	粘(滑)液穿刺注入		80						
J116-3	571	ガングリオン穿刺術		80						
J116-4	572	ガングリオン圧砕法		80						

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

区 分	②				③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分	所 定 点 数 点	回 数 回	点 数 点	金 額 (④×単価) 円	復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	構 成 比
処 置	J117	573	鋼線等による直達牽引	50							
	J118	574	介達牽引	35							
	J118-2	575	矯正固定	35							
	J118-3	576	変形機械矯正術	35							
	J119	577	消炎鎮痛等処置1	35							
	J119	578	消炎鎮痛等処置2	35							
	J119	579	消炎鎮痛等処置3 イ	35							
	J119	580	消炎鎮痛等処置3 ロ	24							
	J119	581	消炎鎮痛等処置	35							
	J119-2	582	腰部又は胸部固定帯固定	35							
	J119-3	583	低出力レーザー照射	35							
	J119-4	584	肛門処置	24							
	J120	585	腹腔栄養	60							
	J121	586	滋養洗腸	45							
	J200	587	腰部固定帯加算	170							
		588	産婦人科処置	-							
		589	眼科処置	-							
		590	耳鼻咽喉科処置	-							
		591	ギブス	-							
		592	その他	-							
	合	計									

(◎%=小数点第2位まで【第3位四捨五入】)

① 区 分	② コ ー ド	③ 診 療 行 為 別 区 分	④ 所 定 点 数 点	⑤ 回 数 回	⑥ 点 数 点	⑦	⑧	⑨	⑩ 構 成 比	
						金 額 (④×単価) 円	復 元 後 回 数 (⑦×復元倍率) 円	復 元 後 点 数 (⑧×復元倍率) 円		復 元 後 金 額 (⑨×復元倍率) 円
処	J000	501	創傷処置 1	45						
	J000	502	創傷処置 2	49						
	J000	503	創傷処置 3	75						
	J000	504	創傷処置 4	140						
	J000	505	創傷処置 5	250						
	J001	506	熱傷処置 1	135						
	J001	507	熱傷処置 2	147						
	J001	508	熱傷処置 3	225						
	J001	509	熱傷処置 4	420						
	J001	510	熱傷処置 5	1250						
	J001-2	511	絆創膏固定術	500						
	J001-3	512	鎖骨又は肋骨骨折固定術	500						
	J001-4	513	重度褥瘡処置 1	90						
	J001-4	514	重度褥瘡処置 2	98						
	J001-4	515	重度褥瘡処置 3	150						
	J001-4	516	重度褥瘡処置 4	280						
	J001-4	517	重度褥瘡処置 5	500						
	J001-7	518	爪甲除去	45						
	J001-8	519	穿刺排膿後薬液注入	45						
	J001-9	520	空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置	45						
置	J002	521	ドレーン法	45/21						
	J005	522	脳室穿刺	300						
	J006	523	後頭下穿刺	220						
	J007	524	頸椎、胸椎又は腰椎穿刺	140						
	J008	525	胸腔穿刺	220						
	J009	526	人工気胸	250						
	J010	527	腹腔穿刺	230						
	J011	528	骨髄穿刺	80/90						
	J015	529	甲状腺穿刺	130						
	J016	530	リンパ節等穿刺	120						
	J017	531	エタノールの局所注入	1000						
	J018	532	喀痰吸引	48						
J018-2	533	内視鏡下気管支分泌拘吸引	120							
J019	534	持続的胸腔ドレナージ	550							
J019-2	535	胸腔内出血排除	550							
J020	536	胃持続ドレナージ	50							

表4-②  
(1.5倍)

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで(第3位四捨五入))

区 分	①		② 診 療 行 為 別 区 分	③ 所 定 点 数 点	④ 回 数 回	⑤ 点 数 点	⑥ 金 額 (④×単価) 円	⑦ 復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	⑧ 復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	⑨ 復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	⑩ 構 成 比
	コ ー ド	コ ー ド									
処 置	J021	537	持続的腹腔ドレナージ	550							
	J022-2	538	摘便	100							
	J024	539	酸素吸入	65							
	J025	540	酸素テント	65							
	J026	541	間歇的陽圧吸入法	160							
	J026-2	542	鼻マスク式補助換気法	65							
	J026-3	543	体外式陰圧人工呼吸器治療	160							
	J027	544	高気圧酸素治療	5000/6000/200							
	J043-3	545	ストーマ処置	70/100							
	J044	546	救命のための気管内挿管	400							
	J044-2	547	体表面ベーシング法又は食道ベーシング法	400							
	J045	548	人工呼吸1	220							
	J045	549	人工呼吸2	50点加算							
	J045	550	人工呼吸3	745							
	J046	551	非開胸的心マッサージ1	250							
	J046	552	非開胸的心マッサージ2	40点加算							
	J047	553	カウンターショック	3500							
	J050	554	気管内洗浄	240							
	J053	555	皮膚科軟膏処置1	45							
	J053	556	皮膚科軟膏処置2	49							
	J053	557	皮膚科軟膏処置3	75							
	J053	558	皮膚科軟膏処置4	140							
	J053	559	皮膚科軟膏処置5	250							
	J054	560	皮膚科光線療法1	45							
	J054	561	皮膚科光線療法2	150							
	J054-2	562	皮膚レーザー照射療法1	2170							
	J054-2	563	皮膚レーザー照射療法2	2800							
	J055-2	564	イオントフォレーゼ	200							
	J058	565	膀胱穿刺	80							
	J060	566	膀胱洗浄	60							
	J063	567	留置カテーテル設置	40							
	J064	568	導尿	40							
	J116	569	関節穿刺	80							
J116-2	570	粘(滑)液嚢穿刺注入	80								
J116-3	571	ガングリオン穿刺術	80								
J116-4	572	ガングリオン圧砕法	80								

表4-③  
(1.5倍)

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

①	②			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
区 分	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分	所 定 点 数 点	回 数 回	点 数 点	金 額 (④×単価) 円	復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	構 成 比
処 置	J117	573	鋼線等による直達牽引	50							
	J118	574	介達牽引	35							
	J118-2	575	矯正固定	35							
	J118-3	576	変形機械矯正術	35							
	J119	577	消炎鎮痛等処置1	35							
	J119	578	消炎鎮痛等処置2	35							
	J119	579	消炎鎮痛等処置3 イ	35							
	J119	580	消炎鎮痛等処置3 ロ	24							
	J119	581	消炎鎮痛等処置	35							
	J119-2	582	腰部又は胸部固定帯固定	35							
	J119-3	583	低出力レーザー照射	35							
	J119-4	584	肛門処置	24							
	J120	585	鼻腔榮養	60							
	J121	586	滋養液投与	45							
	J200	587	腰部固定帯加算	170							
		588	産婦人科処置	-							
		589	眼科処置	-							
		590	耳鼻咽喉科処置	-							
		591	ギプス	-							
	592	その他	-								
	合	計									

表4-①  
(2.0倍)

平成 年 月 支払分 労災診療費行為別個別項目実態調査集計表

(@%=小数点第2位まで(第3位四捨五入))

区分	①		② 診療行為別区分	③ 所定点数 点	④ 回数 回	⑤ 点数 点	⑥ 金額 (④×単価) 円	⑦ 復元後回数 (③×復元倍率) 円	⑧ 復元後点数 (④×復元倍率) 円	⑨ 復元後金額 (⑥×復元倍率) 円	構成比
	コード	コード									
処	J000	501	創傷処置 1	45							
	J000	502	創傷処置 2	49							
	J000	503	創傷処置 3	75							
	J000	504	創傷処置 4	140							
	J000	505	創傷処置 5	250							
	J001	506	熱傷処置 1	135							
	J001	507	熱傷処置 2	147							
	J001	508	熱傷処置 3	225							
	J001	509	熱傷処置 4	420							
	J001	510	熱傷処置 5	1250							
	J001-2	511	絆創膏固定術	500							
	J001-3	512	鎖骨又は肋骨骨折固定術	500							
	J001-4	513	重度褥瘡処置 1	90							
	J001-4	514	重度褥瘡処置 2	98							
	J001-4	515	重度褥瘡処置 3	150							
	J001-4	516	重度褥瘡処置 4	280							
	J001-4	517	重度褥瘡処置 5	500							
	J001-7	518	爪甲除去	45							
	J001-8	519	穿刺排膿後薬液注入	45							
	J001-9	520	空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置	45							
置	J002	521	ドレーン法	45/21							
	J005	522	脳室穿刺	300							
	J006	523	後頭下穿刺	220							
	J007	524	頸椎、胸椎又は腰椎穿刺	140							
	J008	525	胸腔穿刺	220							
	J009	526	人工気胸	250							
	J010	527	腹腔穿刺	230							
	J011	528	骨髄穿刺	80/90							
	J015	529	甲状腺穿刺	130							
	J016	530	リンパ節等穿刺	120							
	J017	531	エタノールの局所注入	1000							
	J018	532	喀痰吸引	48							
J018-2	533	内視鏡下気管支分泌物吸引	120								
J019	534	持続的胸腔ドレナージ	550								
J019-2	535	胸腔内出血排除	550								
J020	536	胃持続ドレナージ	50								

表4-②  
(2.0倍)

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

① 区 分	②		③ 所 定 点 数 点	④ 回 数 回	⑤ 点 数 点	⑥ 金 額 (④×単価) 円	⑦ 復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	⑧ 復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	⑨ 復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	⑩ 構 成 比
	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分								
処 置	J021	537	持続的腹腔ドレナージ		550					
	J022-2	538	排便		100					
	J024	539	酸素吸入		65					
	J025	540	酸素テント		65					
	J026	541	間歇的陽圧吸入法		160					
	J026-2	542	鼻マスク式補助換気法		65					
	J026-3	543	体外式陰圧人工呼吸器治療		160					
	J027	544	高気圧酸素治療	5000/6000/200						
	J043-3	545	ストーマ処置	70/100						
	J044	546	救命のための気管内挿管		400					
	J044-2	547	体表面ベージング法又は食道ベージング法		400					
	J045	548	人工呼吸1		220					
	J045	549	人工呼吸2	50点加算						
	J045	550	人工呼吸3		745					
	J046	551	非開胸的心マッサージ1		250					
	J046	552	非開胸的心マッサージ2	40点加算						
	J047	553	カウンターショック		3500					
	J050	554	気管内洗浄		240					
	J053	555	皮膚科軟膏処置1		45					
	J053	556	皮膚科軟膏処置2		49					
	J053	557	皮膚科軟膏処置3		75					
	J053	558	皮膚科軟膏処置4		140					
	J053	559	皮膚科軟膏処置5		250					
	J054	560	皮膚科光線療法1		45					
	J054	561	皮膚科光線療法2		150					
	J054-2	562	皮膚レーザー照射療法1		2170					
	J054-2	563	皮膚レーザー照射療法2		2800					
	J055-2	564	イオントフォレーゼ		200					
	J058	565	膀胱穿刺		30					
	J060	566	膀胱洗浄		60					
	J063	567	留置カテーテル設置		40					
	J064	568	導尿		40					
	J116	569	関節穿刺		80					
J116-2	570	粘(滑)液漿穿刺注入		50						
J116-3	571	ガンダリオン穿刺術		80						
J116-4	572	ガンダリオン圧砕法		80						

( @ % = 小 数 点 第 2 位 まで ( 第 3 位 四 捨 五 入 ) )

①		②			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
区 分	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分	所 定 点 数 点	回 数 回	点 数 点	金 額 ( ④ × 単 価 ) 円	復 元 後 回 数 ( ③ × 復 元 倍 率 ) 円	復 元 後 点 数 ( ④ × 復 元 倍 率 ) 円	復 元 後 金 額 ( ⑤ × 復 元 倍 率 ) 円	構 成 比
処 置	J117	573	鋼線等による直達牽引	50							
	J118	574	介達牽引	35							
	J118-2	575	矯正固定	35							
	J118-3	576	変形機械矯正術	35							
	J119	577	消炎鎮痛等処置 1	35							
	J119	578	消炎鎮痛等処置 2	35							
	J119	579	消炎鎮痛等処置 3 イ	35							
	J119	580	消炎鎮痛等処置 3 ロ	24							
	J119	581	消炎鎮痛等処置	35							
	J119-2	582	腰部又は胸部固定帯固定	35							
	J119-3	583	低出力レーザー照射	35							
	J119-4	584	肛門処置	24							
	J120	585	鼻腔栄養	60							
	J121	586	滋養洗腸	45							
	J200	587	腰部固定帯加算	170							
		588	産婦人科処置	-							
		589	眼科処置	-							
	590	耳鼻咽喉科処置	-								
	591	ギブス	-								
	592	その他	-								
	合	計									

表5-①

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで(第3位四捨五入))

① 区 分	②			③ 所 定 点 数 点	④ 回 数 回	⑤ 点 数 点	⑥ 金 額 (④×単価) 円	⑦ 復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	⑧ 復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	⑨ 復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	⑩ 構 成 比
	コ ド	コ ド	診 療 行 為 別 区 分								
手 術	K000	001	創傷処理1	1250							
	K000	002	創傷処理2	1680							
	K000	003	創傷処理3	2000							
	K000	004	創傷処理4	470							
	K000	005	創傷処理5	850							
	K000	006	創傷処理6	1320							
	K001	007	皮膚切開術1	470							
	K001	008	皮膚切開術2	820							
	K001	009	皮膚切開術3	1470							
	K002	010	デブリードマン1	1020							
	K002	011	デブリードマン2	2300							
	K002	012	デブリードマン3	3700							
	K003	013	皮膚、皮下、粘膜炎血管腫瘍摘出術(露出部)1	3480							
	K003	014	皮膚、皮下、粘膜炎血管腫瘍摘出術(露出部)2	7060							
	K003	015	皮膚、皮下、粘膜炎血管腫瘍摘出術(露出部)3	9450							
	K004	016	皮膚、皮下、粘膜炎血管腫瘍摘出術(露出部以外)1	2110							
	K004	017	皮膚、皮下、粘膜炎血管腫瘍摘出術(露出部以外)2	4360							
	K004	018	皮膚、皮下、粘膜炎血管腫瘍摘出術(露出部以外)3	5610							
	K005	019	皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部)1	1660							
	K005	020	皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部)2	3670							
	K005	021	皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部)3	4350							
	K006	022	皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外)1	1280							
	K006	023	皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外)2	3230							
	K006	024	皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外)3	4150							
	K007	025	皮膚悪性腫瘍切除術1	16500							
	K007	026	皮膚悪性腫瘍切除術2	9400							
	K009	027	皮膚剥離術1	1490							
	K009	028	皮膚剥離術2	3360							
	K009	029	皮膚剥離術3	5360							
	K009	030	皮膚剥離術4	8070							
	K010	031	頸項部形成手術	9740/8060							
	K011	032	顔面神経造形形成手術	14700/26000							
	K013	033	全胃分胃植皮術1	5880							
	K013	034	全胃分胃植皮術2	8000							
	K013	035	全胃分胃植皮術3	14400							
	K013	036	全胃分胃植皮術4	20600							
	K014	037	皮膚移植術	4700							
	K015	038	完全作成形、移動術、切開術、遊離皮弁術	3760/6830/10400							
	K016	039	動脈(皮)弁術、筋(皮)弁術	21900							
	K017	040	遊離皮弁術	40000							
	K019	041	複合組織移植術	11700							
	K020	042	複合組織移植術	46200							
	K021	043	皮膚移植術	5010/5500							
	K021-2	044	皮膚移植術	6860/7250							
	K022	045	凍傷凍瘡による厚皮手術	10400							
	K022-2	046	凍傷凍瘡治療手術	16200/11300							
	K023	047	麻痺切開術、筋切開術	840							

表5-②

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(%=小数点第2位まで(第3位四捨五入))

① 区 分	②			③ 回 数	④ 点 数	⑤ 金 額 (④×単価) 円	⑥ 復元後回数 (③×復元倍率) 円	⑦ 復元後点数 (④×復元倍率) 円	⑧ 復元後金額 (⑤×復元倍率) 円	⑨ 構 成 比
	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分	所 定 点 数 点							
手 術	K024	0 4 8	筋切断術		2370					
	K025	0 4 9	股関節内転筋切断術		3390					
	K026	0 5 0	股関節筋群解離術		9340					
	K027	0 5 1	筋炎手術		2080/1210					
	K028	0 5 2	腱鞘切断術		2050					
	K029	0 5 3	筋肉内異物摘出術		2840					
	K030	0 5 4	四肢・軀幹部遠位摘出術		6060/3750					
	K031	0 5 5	四肢・軀幹部悪性腫瘍手術		12200/10200					
	K033	0 5 6	筋移植術		6070/8180					
	K034	0 5 7	腱切断術・腱切除術		3300					
	K035	0 5 8	腱剥離術		6760					
	K035-2	0 5 9	腱滑膜切除術		6760					
	K037	0 6 0	腱縫合術		6700					
	K037-2	0 6 1	アキレス腱断裂手術		6700					
	K038	0 6 2	腱延長術		6910					
	K039	0 6 3	腱移植術		8050/10700					
	K040	0 6 4	腱移行術		8050/10700					
	K042	0 6 5	骨穿孔術		1730					
	K043	0 6 6	骨植皮術		8580/5150/3590					
	K043-2	0 6 7	骨関節結核瘻孔摘出術		8580/5150/3590					
	K043-3	0 6 8	骨髄炎・骨結核手術		8580/5150/3590					
	K044	0 6 9	骨折非観血的整復術1		1600					
	K044	0 7 0	骨折非観血的整復術2		1780					
	K044	0 7 1	骨折非観血的整復術3		1440					
	K045	0 7 2	骨折経皮的記録刺入固定術1		4400					
	K045	0 7 3	骨折経皮的記録刺入固定術2		3600					
	K045	0 7 4	骨折経皮的記録刺入固定術3		1660					
	K046	0 7 5	骨折観血的手術1		12800					
	K046	0 7 6	骨折観血的手術2		8760					
	K046	0 7 7	骨折観血的手術3		5610					
	K047	0 7 8	癒治性骨折超音波電気治療法		12500					
	K047-2	0 7 9	癒治性骨折超音波治療法		12500					
	K048	0 8 0	骨内異物(挿入物)除去術		4650/4180/2900					
	K049	0 8 1	骨部分切除術		4540/4410/3280					
	K050	0 8 2	脛骨摘出術		8850/6170/3420					
	K051	0 8 3	骨全摘術		16500/7720/3970					
	K051-2	0 8 4	中手骨又は中足骨摘除術		3970					
	K052	0 8 5	骨腫瘍切除術		10300/7210/3340					
	K052-2	0 8 6	多発性軟骨性外骨腫摘出術		10300/7210/3340					
	K053	0 8 7	骨悪性腫瘍手術		19200/17700/11600					
	K054	0 8 8	骨切り術		17800/12200/6100					
	K055-2	0 8 9	大腿骨頭回転骨切り術		30000					
	K055-3	0 9 0	大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術		25000					
	K056	0 9 1	偽関節手術		16900/15400/8580					
	K057	0 9 2	変形治療骨折矯正手術		18500/16300/9330					
	K058	0 9 3	骨長短整手術		9670/8850/12000/15800					
	K059	0 9 4	骨移植術		9160/7920					

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで(第3位四捨五入))

① 区 分	②		③ 回 数	④ 点 数	⑤ 金 額 (①×単価) 円	⑥ 復元後回数 (③×復元倍率) 円	⑦ 復元後点数 (④×復元倍率) 円	⑧ 復元後金額 (⑤×復元倍率) 円	⑨ 構 成 比
	コ ー ド	コ ー ド							
手 術	K060	095	関節切除術		2770/1250/650				
	K060-2	096	肩関節関節面沈着石灰除去術		2770				
	K060-3	097	化膿性関節炎又は慢性関節炎清浄術		15400/10100/3330				
	K061	098	関節非无菌膿瘍の整復術		1580/1000/600				
	K063	099	関節非无菌膿瘍の整復術		18500/12800/8920				
	K065	100	関節内異物(挿入物)除去術		7350/4600/2950				
	K065-2	101	関節内異物(挿入物)除去術(関節鏡下)		11700/7900/6100				
	K066	102	関節清浄切除術		10500/9800/6500				
	K066-2	103	関節清浄切除術(関節鏡下)		13800/13100/9500				
	K066-3	104	関節清浄切除術		10500/9800/6500				
	K066-4	105	関節清浄切除術(関節鏡下)		13800/13100/9500				
	K066-5	106	関節清浄切除術		9800				
	K066-6	107	関節清浄切除術(関節鏡下)		13100				
	K066-7	108	関節清浄切除術		6500				
	K066-8	109	関節清浄切除術(関節鏡下)		9500				
	K067	110	関節鏡挿出手術		10000/8650/3970				
	K067-2	111	関節鏡挿出手術(関節鏡下)		14100/11300/7100				
	K068	112	半月板切除術		8800				
	K068-2	113	半月板切除術(関節鏡下)		11100				
	K069	114	半月板縫合術		9800				
	K069-2	115	関節鏡下三角線維軟骨複合体切除術・縫合術		9000				
	K069-3	116	半月板縫合術(関節鏡下)		12700				
	K070	117	ガンダリオン挿入術		3050/3190				
	K072	118	関節切除術		11400/9510/4360				
	K073	119	関節内骨折脱臼の手術		16800/10100/6140				
	K074	120	関節鏡縫合術		10100/9800/6450				
	K074-2	121	関節鏡縫合術(関節鏡下)		13000/12700/9300				
	K075	122	非脱臼的関節授動術		1320/1260/490				
	K076	123	脱臼的関節授動術		26500/16900/6510				
	K077	124	脱臼的関節授動術		16200/9210/4270				
	K078	125	脱臼的関節固定術		18400/11000/5540				
	K079	126	関節鏡縫合術		18700/11500/9680				
	K079-2	127	関節鏡縫合術(関節鏡下)		20800/13500/11900				
	K080	128	関節形成手術		26500/17600/8130				
	K080-2	129	内反足手術		17600				
	K081	130	人工骨頭挿入術		15000/11600/5370				
	K082	131	人工関節置換術		22300/17500/7880				
	K082-2	132	人工関節置換術		15500/12200/8250				
	K082-3	133	人工関節置換術		33900/26300/11800				
	K083	134	神経薬による置換索引		2030				
K083-2	135	内反足矯正手術		2030					
K084	136	四肢切断術		21600/14400/3330					
K084-2	137	四肢切断術		21600					
K085	138	四肢関節切断術		15400/10100/3330					
K086	139	四肢形成術(軟骨形成のもの)		2770/3300					
K087	140	四肢形成術(軟骨を要するもの)		6100/8760					
K088	141	四肢関節置換術		64400/36400					

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

①		②			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
区 分	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分	所 定 点 数 点	回 数 回	点 数 点	金 額 (④×単価) 円	復 元 後 回 数 (⑥×復元倍率) 円	復 元 後 点 数 (⑦×復元倍率) 円	復 元 後 金 額 (⑧×復元倍率) 円	構 成 比
手 術	K089	142	爪甲除去術	640							
	K090	143	ひょう疽手術	990/1280							
	K090-2	144	三棘手術	990							
	K091	145	陥入爪手術	1400/2490							
	K093	146	手根管開放手術	4110							
	K093-2	147	手根管開放手術(関節鏡下)	7100							
	K094	148	足三関節固定手(ランブリヌディ)手術	15000							
	K096	149	手掌、足底淺層切離術・切除術	2750							
	K097	150	手掌、足底異肉摘出術	3190							
	K098	151	手掌屈筋縫合術	6560							
	K099	152	指痕痕拘縮手術	5290							
	K099-2	153	デュピイトレン拘縮手術	6170/13300/17600							
	K100	154	多指症手術	2460/7840							
	K101	155	合指症手術	5630/8230							
	K101-2	156	指癒着症手術	5630/8230							
	K102	157	巨指症手術	6410/9110							
	K103	158	屈指症手術、斜指症手術	6810/9110							
	K105	159	裂手、裂足手術	15000							
	K106	160	母指化手術	16600							
	K107	161	指移植手術	42500							
	K108	162	母指対立盲建術	9850							
	K109	163	神経血管柄付植皮術	21100							
	K110	164	第四指短指症手術	9060							
	K110-2	165	第一指外反症矯正手術	9060							
	K112	166	脛骨窩遠端切開術	3590							
	K113	167	脛骨窩遠端摘除術	6860							
	K116	168	脊椎、骨盤骨折術	10400							
	K117	169	脊椎脱臼非観血の整復術	1980							
	K117-2	170	頸椎非観血の整復術	1980							
	K117-3	171	椎間板ヘルニア徒手整復術	1980							
	K118	172	脊椎・骨盤脱臼観血の手術	18900							
	K119	173	仙腸関節脱臼観血の手術	17400							
	K120	174	恥骨結合離開観血の手術	6430							
	K120-2	175	恥骨結合離開非観血の整復固定術	1580							
	K121	176	骨盤骨折非観血の整復術	1980							
	K124	177	脛骨骨折観血の手術	9320							
	K125	178	骨盤骨折観血の手術	18800							
	K126	179	脊椎、骨盤骨(軟骨)組織採取術	3150/3470							
	K128	180	脊椎、骨盤内異肉(挿入物)除去術	7550							
	K131	181	椎弓切除術	12100							
	K131-2	182	内視鏡下椎弓切除術	12100							
	K132	183	椎弓形成手術	19100							
K133	184	黄色靭帯骨化症手術	17000								
K134	185	椎間板摘出術	26600/17200/17100/16100								
K134-2	186	内視鏡下椎間板摘出(切除)術	33600/17200								
K135	187	脊椎、骨盤遠端切除術	19700								
K136	188	脊椎、骨盤観血性腫瘍手術	31100								

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

①		②			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
区 分	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分	所 定 点 数	回 数	点 数	金 額 (④×単価) 円	復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	構 成 比
手	K137	189	骨切り術	32500							
	K138	190	骨接合手術	15800/9770							
	K139	191	骨接合切り術	26900							
	K140	192	骨接合切り術	19900							
	K141	193	骨接合成形術	16700							
	K141-2	194	骨接合成形術	28000							
	K142	195	骨接合固定術	34800/35100/34800							
	K142-2	196	骨接合固定手術	35500							
	K142-3	197	内通管下骨接合固定術	45300							
	K143	198	他視開閉固定術	21900							
	K144	199	注外式骨接合固定術	20000							
	K182	200	骨接合固定術	9720/14500							
	術	K932	201	創外固定器加算	10000						
		202	第3次 神経系・頭蓋								
		203	第4次 眼								
		204	第5次 耳鼻咽喉								
		205	第6次 顔面・口唇・頸部								
		206	第7次 頸部								
		207	第8次 心・脈管								
		208	第9次 腹背								
		209	第10次 泌尿系・生殖器								
		210	第11次 男子性器								
		211	第12次 女子性器								
		212	第13次 補充給養管理								
		213	その他								
	合		計								

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

① 区 分	②			③ 回 数	④ 点 数	⑤ 金 額 (④×単価) 円	⑥ 復元後回数 (③×復元倍率) 円	⑦ 復元後点数 (④×復元倍率) 円	⑧ 復元後金額 (⑤×復元倍率) 円	⑨ 構 成 比
	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分							
手 術	K000	001	創傷処理1		1250					
	K000	002	創傷処理2		1650					
	K000	003	創傷処理3		2000					
	K000	004	創傷処理4		470					
	K000	005	創傷処理5		850					
	K000	006	創傷処理6		1320					
	K001	007	皮膚切開術1		470					
	K001	008	皮膚切開術2		820					
	K001	009	皮膚切開術3		1470					
	K002	010	デブリードマン1		1020					
	K002	011	デブリードマン2		2300					
	K002	012	デブリードマン3		3700					
	K003	013	皮膚、皮下、粘膜下血管腫瘍摘出術(露出部)1		3480					
	K003	014	皮膚、皮下、粘膜下血管腫瘍摘出術(露出部)2		7060					
	K003	015	皮膚、皮下、粘膜下血管腫瘍摘出術(露出部)3		9450					
	K004	016	皮膚、皮下、粘膜下血管腫瘍摘出術(露出部以外)1		2110					
	K004	017	皮膚、皮下、粘膜下血管腫瘍摘出術(露出部以外)2		4360					
	K004	018	皮膚、皮下、粘膜下血管腫瘍摘出術(露出部以外)3		5610					
	K005	019	皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部)1		1660					
	K005	020	皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部)2		3670					
	K005	021	皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部)3		4360					
	K006	022	皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外)1		1280					
	K006	023	皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外)2		3230					
	K006	024	皮膚、皮下腫瘍摘出術(露出部以外)3		4160					
	K007	025	皮膚急性性腫瘍切除術1		16500					
	K007	026	皮膚急性性腫瘍切除術2		9400					
	K009	027	皮膚剝削術1		1490					
	K009	028	皮膚剝削術2		3360					
	K009	029	皮膚剝削術3		5360					
	K009	030	皮膚剝削術4		8070					
	K010	031	瘢痕拘縮形成手術		9740/8060					
	K011	032	顔面神経麻痺形成手術		14700/26000					
	K013	033	全層分層植皮術1		5880					
	K013	034	全層分層植皮術2		8000					
	K013	035	全層分層植皮術3		14400					
	K013	036	全層分層植皮術4		20600					
	K014	037	皮膚移植術		4700					
	K015	038	皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術		3760/5830/10400					
	K016	039	動脈(皮)弁術、筋(皮)弁術		21900					
	K017	040	遊離皮弁術		40000					
	K019	041	複合組織移植術		11700					
	K020	042	自家遊離複合組織移植術		46200					
	K021	043	粘膜移植術		5010/5500					
K021-2	044	粘膜弁手術		6860/7250						
K022	045	組立拡張器による再建手術		10400						
K022-2	046	泉皮病根治手術		16200/11300						
K023	047	筋膜切離術、筋膜切開術		840						

表5-②  
(1.5倍)

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(% = 小数点第2位まで [第3位四捨五入])

① 区 分	②			③ 回 数	④ 点 数	⑤ 金 額 (④×単価) 円	⑥ 復元後回数 (③×復元倍率) 円	⑦ 復元後点数 (④×復元倍率) 円	⑧ 復元後金額 (⑤×復元倍率) 円	⑨ 構 成 比
	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分							
手 術	K024	048	筋切離術		2370					
	K025	049	股関節内転筋切離術		3590					
	K026	050	股関節内転筋切離術		9340					
	K027	051	筋炎手術		2060/1210					
	K028	052	腱鞘切開術		2050					
	K029	053	筋肉内異物摘出術		2840					
	K030	054	四肢・腕・肘部腫瘍摘出術		6060/3750					
	K031	055	四肢・腕・肘部悪性腫瘍手術		12200/10200					
	K033	056	筋腱修復術		6070/8180					
	K034	057	腱切離術・腱切除術		3300					
	K035	058	腱切離術		6760					
	K035-2	059	腱鞘切離術		6760					
	K037	060	腱縫合術		6700					
	K037-2	061	アキレス腱断裂手術		6700					
	K038	062	腱移植術		6910					
	K039	063	腱移植術		8050/10700					
	K040	064	腱移植術		8050/10700					
	K042	065	骨穿孔術		1730					
	K043	066	骨瘻造術		8580/5150/3590					
	K043-2	067	骨関節腔接合孔挿入術		8580/5150/3590					
	K043-3	068	骨折非脱臼の整復術1		8580/5150/3590					
	K044	069	骨折非脱臼の整復術2		1600					
	K044	070	骨折非脱臼の整復術3		1780					
	K044	071	骨折非脱臼の整復術3		1440					
	K045	072	骨折脱臼の整復術1		4400					
	K045	073	骨折脱臼の整復術2		3600					
	K045	074	骨折脱臼の整復術3		1660					
	K046	075	骨折脱臼の手術1		12800					
	K046	076	骨折脱臼の手術2		8760					
	K046	077	骨折脱臼の手術3		5610					
	K047	078	癒着性骨折電磁誘導気流療法		12500					
	K047-2	079	癒着性骨折電磁誘導気流療法		12500					
	K048	080	骨内異物(挿入物)除去術		4650/4150/3900					
	K049	081	骨部分切除術		4540/4410/3280					
	K050	082	骨骨髄摘出術		5850/6170/3420					
	K051	083	骨全摘術		16500/7720/3970					
	K051-2	084	中手骨又は中足骨摘除術		3970					
	K052	085	骨腫瘍切除術		10300/7210/3340					
	K052-2	086	多発性軟骨肉性外骨腫瘍摘出術		10300/7210/3340					
	K053	087	骨悪性腫瘍手術		19200/17700/11600					
K054	088	骨切り術		17800/12200/6100						
K055-2	089	大腿骨頭回旋骨切り術		30000						
K055-3	090	大腿骨近位部(転子間を含む。)骨切り術		25000						
K056	091	偽関節手術		16900/15400/8580						
K057	092	変形性骨折矯正手術		18500/16300/9330						
K058	093	骨延長手術		9670/8850/12000/15800						
K059	094	骨移植術		9160/7920						

表5-③  
(1.5倍)

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで(第3位四捨五入))

① 区 分	②			③ 回 数 回	④ 点 数 点	⑤ 金 額 (④×単価) 円	⑥ 復元後回数 (③×復元倍率) 円	⑦ 復元後点数 (④×復元倍率) 円	⑧ 復元後金額 (⑤×復元倍率) 円	⑨ 構 成 比	
	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分								
手 術	K060	095	関節切開術		2770/1280/680						
	K060-2	096	肩甲関節窩屈沈着石灰摘出術		2770						
	K060-3	097	化膿性関節炎又は結核性関節炎清掃術		15400/10100/3330						
	K061	098	関節脱臼非靭血の整復術		1580/1000/600						
	K063	099	関節脱臼靭血の整復術		18500/12800/8920						
	K065	100	関節内異物(挿入物)除去術		7350/4600/2950						
	K065-2	101	関節内異物(挿入物)除去術(関節鏡下)		11700/7900/6100						
	K066	102	関節滑膜切除術		10500/9800/6500						
	K066-2	103	関節滑膜切除術(関節鏡下)		13800/13100/9500						
	K066-3	104	滑液膜摘出術		10500/9800/6500						
	K066-4	105	滑液膜摘出術(関節鏡下)		13800/13100/9500						
	K066-5	106	膝蓋骨滑液袋切除		9800						
	K066-6	107	膝蓋骨滑液袋切除(関節鏡下)		13100						
	K066-7	108	掌指関節滑膜切除術		6500						
	K066-8	109	掌指関節滑膜切除術(関節鏡下)		9500						
	K067	110	関節鼠咬手術		10000/8680/3970						
	K067-2	111	関節鼠咬手術(関節鏡下)		14100/11300/7100						
	K068	112	半月板切除術		8800						
	K068-2	113	半月板切除術(関節鏡下)		11100						
	K069	114	半月板縫合術		9800						
	K069-2	115	関節鏡下三角線維軟骨複合体切除術・縫合術		9000						
	K069-3	116	半月板縫合術(関節鏡下)		12700						
	K070	117	ガングリオン摘出術		3050/3190						
	K072	118	関節切除術		11400/9510/4360						
	K073	119	関節内骨折靭血の手術		16800/10100/6140						
	K074	120	韧带断裂縫合術		10100/9800/6450						
	K074-2	121	韧带断裂縫合術(関節鏡下)		13000/12700/9300						
	K075	122	非靭血の関節授動術		1320/1260/490						
	K076	123	靭血の関節授動術		26500/16900/6510						
	K077	124	靭血の関節制動術		16200/9210/4270						
	K078	125	靭血の関節固定術		18400/11000/5540						
	K079	126	韧带断裂形成手術		18700/11500/9680						
	K079-2	127	韧带断裂形成手術(関節鏡下)		20800/13500/11900						
	K080	128	関節形成手術		26500/17600/8130						
	K080-2	129	内反足手術		17600						
	K081	130	人工骨頭挿入術		15000/11600/5370						
	K082	131	人工関節置換術		22300/17500/7880						
	K082-2	132	人工関節抜去術		15500/12200/8250						
	K082-3	133	人工関節再置換術		33900/26300/11800						
	K083	134	経路等による直線牽引		2030						
	K083-2	135	内反足板錠子固定		2030						
	K084	136	四肢切断術		21600/14400/3330						
	K084-2	137	肩甲帯離断術		21600						
	K085	138	四肢関節離断術		15400/10100/3330						
	K086	139	断骨形成術(軟部形成のみのもの)		2770/3300						
	K087	140	断骨形成術(骨形成を要するもの)		6100/8760						
	K088	141	切断四肢再接合術		64400/36400						

(@%=小數點第2位まで(第3位四捨五入))

① 区 分	②		③ 所 定 点 数 点	④ 回 数 回	⑤ 点 数 点	⑥ 金 額 (④×単価) 円	⑦ 復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	⑧ 復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	⑨ 復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	⑩ 構 成 比
	コ ー ド	コ ー ド								
手 術	K089	142	爪甲除去術		640					
	K090	143	ひょう疽手術		990/1280					
	K090-2	144	悪疽手術		990					
	K091	145	陥入爪手術		1400/2490					
	K093	146	手指骨開放手術		4110					
	K093-2	147	手指骨開放手術(関節下)		7100					
	K094	148	足三関節固定手(ランブリヌディ)手術		15000					
	K096	149	手袋、足底強膜切除術・切除術		2750					
	K097	150	手掌、足底異物取出術		3190					
	K098	151	手掌屈伸縫合術		6560					
	K099	152	指掌屈伸縫合術		5290					
	K099-2	153	デュブイトレン拘縮手術		6170/13300/17600					
	K100	154	多指症手術		2460/7840					
	K101	155	合指症手術		5630/8230					
	K101-2	156	指掌骨癒手術		5630/8230					
	K102	157	巨指症手術		6410/9110					
	K103	158	巨指症手術、斜指症手術		6810/9110					
	K105	159	裂手、裂足手術		15000					
	K106	160	母指化手術		16600					
	K107	161	指短縮手術		42500					
	K108	162	母指対立再建術		9950					
	K109	163	神経血管柄付植皮術		21100					
	K110	164	母指短縮再建手術		9060					
	K110-2	165	第一指外反症矯正手術		9060					
	K112	166	指骨癒癒再建術		3590					
	K113	167	指骨癒癒再建術		6850					
	K116	168	脊椎、骨盤骨折癒癒術		10400					
	K117	169	脊椎骨非癒癒の整復術		1980					
	K117-2	170	頸椎非癒癒の整復術		1980					
	K117-3	171	椎間板ヘルニア徒手整復術		1980					
	K118	172	脊椎・骨盤非癒癒の手術		18900					
	K119	173	仙腸関節非癒癒の手術		17400					
	K120	174	恥骨結合離開癒癒の手術		6430					
	K120-2	175	恥骨結合離開非癒癒の整復固定術		1580					
	K121	176	骨盤骨折非癒癒の整復術		1980					
	K124	177	現骨盤骨折癒癒の手術		9320					
K125	178	骨盤骨折癒癒の手術		18900						
K126	179	脊椎、骨盤骨(肋骨)組織採取術		3150/3470						
K126	180	脊椎、骨盤内異行(挿入物)除去術		7550						
K131	181	椎弓切除術		12100						
K131-2	182	内視鏡下椎弓切除術		12100						
K132	183	椎弓形成手術		19100						
K133	184	黄色韧带骨化症手術		17000						
K134	185	椎間板突出術		20600/17300/17100/19100						
K134-2	186	内視鏡下椎間板突出(切除)術		33600/17200						
K135	187	脊椎、骨盤癒癒切除術		19700						
K136	188	脊椎、骨盤癒癒癒癒手術		31100						

表5-⑤  
(1.5倍)

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

①		②			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
区 分	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分	所 定 点 数	回 数	点 数	金 額 (④×単価) 円	復 元 後 回 数 (⑥×復元倍率) 円	復 元 後 点 数 (⑦×復元倍率) 円	復 元 後 金 額 (⑧×復元倍率) 円	構 成 比	
手 術	K137	189	骨盤切断術	32900								
	K138	190	骨椎破裂手術	15800/9770								
	K139	191	脊能骨切り術	26900								
	K140	192	骨盤骨切り術	19900								
	K141	193	白雲形成手術	16700								
	K141-2	194	寛骨臼移動術	28000								
	K142	195	脊椎固定術	34800/25100/34800/50000								
	K142-2	196	脊椎固定症手術	34800								
	K142-3	197	内視鏡下脊椎固定術	45300								
	K143	198	仙腸関節固定術	21900								
	K144	199	体外式脊椎固定術	22000								
	K182	200	神経縫合術	9720/14500								
	K932	201	創外固定器加算	10000								
		202	第3款 神経系・頭蓋	-								
		203	第4款 眼	-								
		204	第5款 耳鼻咽喉	-								
		205	第6款 顔面・口腔・頸部	-								
		206	第7款 胸部	-								
		207	第8款 心・脈管	-								
		208	第9款 腹部	-								
	209	第10款 尿路系・副腎	-									
	210	第11款 男子性器	-									
	211	第12款 女子性器	-									
	212	第13款 脳死臓器提供管理	-									
	213	その他	-									
	合		計									

(@%=小数字第2位まで〔第3位四捨五入〕)

① 区 分	②			③ 所 定 点 数 点	④ 回 数 回	⑤ 点 数 点	⑥ 金 額 (④×単価) 円	⑦ 復元後回数 (③×復元倍率) 円	⑧ 復元後点数 (④×復元倍率) 円	⑨ 復元後金額 (⑥×復元倍率) 円	⑩ 構 成 比
	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分								
手 術	K000	0 0 1	創傷処理 1	1250							
	K000	0 0 2	創傷処理 2	1680							
	K000	0 0 3	創傷処理 3	2000							
	K000	0 0 4	創傷処理 4	470							
	K000	0 0 5	創傷処理 5	850							
	K000	0 0 6	創傷処理 6	1320							
	K001	0 0 7	皮膚切開術 1	470							
	K001	0 0 8	皮膚切開術 2	820							
	K001	0 0 9	皮膚切開術 3	1470							
	K002	0 1 0	デブリードマン 1	1020							
	K002	0 1 1	デブリードマン 2	2300							
	K002	0 1 2	デブリードマン 3	3700							
	K003	0 1 3	皮膚、皮下、粘膜炎血管腫瘍摘出術 (露出部) 1	3480							
	K003	0 1 4	皮膚、皮下、粘膜炎血管腫瘍摘出術 (露出部) 2	7090							
	K003	0 1 5	皮膚、皮下、粘膜炎血管腫瘍摘出術 (露出部) 3	9450							
	K004	0 1 6	皮膚、皮下、粘膜炎血管腫瘍摘出術 (露出部以外) 1	2110							
	K004	0 1 7	皮膚、皮下、粘膜炎血管腫瘍摘出術 (露出部以外) 2	4360							
	K004	0 1 8	皮膚、皮下、粘膜炎血管腫瘍摘出術 (露出部以外) 3	5810							
	K005	0 1 9	皮膚、皮下腫瘍摘出術 (露出部) 1	1660							
	K005	0 2 0	皮膚、皮下腫瘍摘出術 (露出部) 2	3670							
	K005	0 2 1	皮膚、皮下腫瘍摘出術 (露出部) 3	4360							
	K006	0 2 2	皮膚、皮下腫瘍摘出術 (露出部以外) 1	1250							
	K006	0 2 3	皮膚、皮下腫瘍摘出術 (露出部以外) 2	3230							
	K006	0 2 4	皮膚、皮下腫瘍摘出術 (露出部以外) 3	4160							
	K007	0 2 5	皮膚悪性腫瘍切除術 1	16500							
	K007	0 2 6	皮膚悪性腫瘍切除術 2	9400							
	K009	0 2 7	皮膚剝離術 1	1490							
	K009	0 2 8	皮膚剝離術 2	3360							
	K009	0 2 9	皮膚剝離術 3	5360							
	K009	0 3 0	皮膚剝離術 4	8070							
	K010	0 3 1	頸部悪性腫瘍切除術	9740/8060							
	K011	0 3 2	顔面再建形成手術	14700/28000							
	K013	0 3 3	全身分層植皮術 1	5850							
	K013	0 3 4	全身分層植皮術 2	8990							
	K013	0 3 5	全身分層植皮術 3	14400							
	K013	0 3 6	全身分層植皮術 4	20600							
	K014	0 3 7	皮膚移植術	4700							
	K015	0 3 8	皮膚指移植術、顔面、四肢、手足、顔面皮膚移植術	3760/6830/10400							
	K016	0 3 9	断指 (皮) 移植術、断 (皮) 移植術	21900							
	K017	0 4 0	凍瘡治療術	40900							
	K019	0 4 1	凍瘡治療術	11700							
	K020	0 4 2	鼻翼凍瘡治療術	46200							
	K021	0 4 3	結核治療術	5010/5500							
	K021-2	0 4 4	結核治療術	6860/7250							
	K022	0 4 5	凍瘡治療術による再建手術	10400							
	K022-2	0 4 6	鼻翼凍瘡治療術	16200/11300							
	K023	0 4 7	筋断離術、筋断離術	840							

表5-②  
(2.0倍)

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

① 区 分	②		③ 回 数	④ 点 数	⑤ 金 額 (④×単価) 円	⑥ 復元後回数 (③×復元倍率) 円	⑦ 復元後点数 (④×復元倍率) 円	⑧ 復元後金額 (⑤×復元倍率) 円	⑨ 構 成 比
	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分							
手 術	K024	048	筋切断術	2370					
	K025	049	股関節内転筋切断術	3390					
	K026	050	股関節筋群解離術	9340					
	K027	051	筋炎手術	2060/1210					
	K028	052	腱鞘切開術	2050					
	K029	053	筋肉内異物摘出術	2840					
	K030	054	四肢・軀幹部腫瘍摘出術	6060/3750					
	K031	055	四肢・軀幹部悪性腫瘍手術	12200/10200					
	K033	056	筋腱移植術	6070/8180					
	K034	057	腱切断術・腱切除術	3300					
	K035	058	腱剥離術	6760					
	K035-2	059	腱滑膜切除術	6760					
	K037	060	腱縫合術	6700					
	K037-2	061	アキレス腱断裂手術	6700					
	K038	062	腱延長術	6910					
	K039	063	腱移植術	8050/10700					
	K040	064	腱移行術	8050/10700					
	K042	065	骨穿孔術	1730					
	K043	066	骨揺爬術	8580/5150/3590					
	K043-2	067	骨関節核嚢孔摘出術	8580/5150/3590					
	K043-3	068	骨嚢炎・骨結核手術	8580/5150/3590					
	K044	069	骨折非脱臼の整復術1	1600					
	K044	070	骨折非脱臼の整復術2	1780					
	K044	071	骨折非脱臼の整復術3	1440					
	K045	072	骨折経皮的固定術1	4400					
	K045	073	骨折経皮的固定術2	3600					
	K045	074	骨折経皮的固定術3	1660					
	K046	075	骨折脱臼の手術1	12800					
	K046	076	骨折脱臼の手術2	8760					
	K046	077	骨折脱臼の手術3	5610					
	K047	078	難治性骨折電磁波気治療法	12500					
	K047-2	079	難治性骨折超音波治療法	12500					
	K048	080	骨内異物(挿入物)除去術	4650/4180/2900					
	K049	081	骨部分切除術	4540/4410/3280					
	K050	082	脛骨摘出術	8850/6170/3420					
K051	083	骨全摘術	16500/7720/3970						
K051-2	084	中手骨又は中足骨摘除術	3970						
K052	085	骨腫瘍切除術	10300/7210/3340						
K052-2	086	多発性軟骨性外骨腫摘出術	10300/7210/3340						
K053	087	骨悪性腫瘍手術	19200/17700/11600						
K054	088	骨切り術	17800/12200/6100						
K055-2	089	大型骨頭回転骨切り術	30000						
K055-3	090	大型骨頭近位部(転子間を含む。)骨切り術	25000						
K056	091	偽関節手術	16900/15400/8580						
K057	092	変形性骨骨折矯正手術	18500/16300/9330						
K058	093	骨延長手術	9670/8850/12000/15800						
K059	094	骨移植術	9160/7920						

表5-③  
(2.0倍)

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 区 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(◎%=小数点第2位まで(第3位四捨五入))

① 区 分	②			③ 回 数	④ 点 数	⑤ 金 額 (④×単価) 円	⑥ 復元後回数 (③×復元倍率) 円	⑦ 復元後点数 (④×復元倍率) 円	⑧ 復元後金額 (⑤×復元倍率) 円	⑨ 構 成 比	
	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分								所 定 点 数 点
手 術	K060	095	関節切開術			2770/1280/650					
	K060-2	096	肩関節窩周囲沈着石灰様出術			2770					
	K060-3	097	化膿性関節炎又は特種性関節炎摘出術			15400/10100/3330					
	K061	098	関節腔内非膿血性炎摘出術			1580/1000/600					
	K063	099	関節腔内膿血性炎摘出術			18500/12800/5900					
	K065	100	関節内異物(挿入物)除去術			7350/4600/2950					
	K065-2	101	関節内異物(挿入物)除去術(関節鏡下)			11700/7900/6100					
	K066	102	関節腔内膿血性炎摘出術			10500/9800/6500					
	K066-2	103	関節腔内膿血性炎摘出術(関節鏡下)			13800/13100/9500					
	K066-3	104	関節腔内膿血性炎摘出術			10500/9800/6500					
	K066-4	105	関節腔内膿血性炎摘出術(関節鏡下)			13800/13100/9500					
	K066-5	106	膝蓋骨滑液膜切除術			9800					
	K066-6	107	膝蓋骨滑液膜切除術(関節鏡下)			13100					
	K066-7	108	掌指関節滑液膜切除術			6500					
	K066-8	109	掌指関節滑液膜切除術(関節鏡下)			9500					
	K067	110	関節腔内膿血性炎摘出術			10000/8680/3970					
	K067-2	111	関節腔内膿血性炎摘出術(関節鏡下)			14100/11300/7100					
	K068	112	半月板摘出術			8800					
	K068-2	113	半月板摘出術(関節鏡下)			11100					
	K069	114	半月板縫合術			9800					
	K069-2	115	関節鏡下三角線維靭帯複合体切除術・縫合術			9000					
	K069-3	116	半月板縫合術(関節鏡下)			12700					
	K070	117	カンダリオン摘出術			3050/3190					
	K072	118	関節切開術			11400/9510/4360					
	K073	119	関節内骨折膿血の手術			16800/10100/6140					
	K074	120	関節腔内膿血性炎摘出術			10100/9800/6450					
	K074-2	121	関節腔内膿血性炎摘出術(関節鏡下)			13000/12700/9300					
	K075	122	非膿血性関節腔内膿血性炎摘出術			1320/1260/490					
	K076	123	膿血性関節腔内膿血性炎摘出術			26500/16900/6510					
	K077	124	膿血性関節腔内膿血性炎摘出術			16200/9210/4270					
	K078	125	膿血性関節腔内膿血性炎摘出術			18400/11000/5540					
	K079	126	関節腔内膿血性炎摘出術			18700/11500/9680					
	K079-2	127	関節腔内膿血性炎摘出術(関節鏡下)			20800/13500/11900					
	K080	128	関節腔内膿血性炎摘出術			26500/17600/8130					
	K080-2	129	内反足手術			17600					
	K081	130	人工骨頭挿入術			15000/11600/5370					
	K082	131	人工関節置換術			22300/17500/7880					
	K082-2	132	人工関節除去術			15500/12200/8250					
	K082-3	133	人工関節置換術			33900/26300/11800					
	K083	134	絞縮帯による直線牽引			2030					
	K083-2	135	内反足矯正装置			2030					
	K084	136	関節切開術			21600/14400/3330					
	K084-2	137	肩関節置換術			21600					
	K085	138	関節腔内膿血性炎摘出術			15400/10100/3330					
	K086	139	関節腔内膿血性炎摘出術(軟部形成のみのもの)			2770/3300					
	K087	140	関節腔内膿血性炎摘出術(骨形成を要するもの)			6100/8760					
	K088	141	関節腔内膿血性炎摘出術			64400/36400					

(@=小点数第2位まで(第3位四捨五入))

区 分	①		② 診 療 行 為 別 区 分	③ 所 定 点 数 点	④ 回 数 回	⑤ 金 額 (④×単価) 円	⑥ 復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	⑦ 復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	⑧ 復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	⑨ 構 成 比
	コ ー ド	コ ー ド								
手 術	K089	142	爪甲除去術	640						
	K090	143	ひょう疽手術	990/1280						
	K090-2	144	膿瘍手術	990						
	K091	145	陥入爪手術	1400/2490						
	K093	146	手根管開放手術	4110						
	K093-2	147	手根管開放手術(関節腫下)	7100						
	K094	148	足三関節固定手(ランブリヌディ)手術	15000						
	K096	149	手掌、足底膿瘍切開術・切除術	2750						
	K097	150	手掌、足底異物摘出術	3190						
	K098	151	手掌屈筋縫合術	6560						
	K099	152	指掌痕拘縮手術	5290						
	K099-2	153	デュプイトレン拘縮手術	6170/13300/17600						
	K100	154	多指症手術	2460/7840						
	K101	155	合指症手術	5630/8230						
	K101-2	156	指癒奇症手術	5630/8230						
	K102	157	巨指症手術	6410/9110						
	K103	158	屈指症手術、斜指症手術	6810/9110						
	K105	159	裂手、裂足手術	15000						
	K106	160	母指化手術	16600						
	K107	161	指移植手術	42500						
	K108	162	母指対立再建術	9850						
	K109	163	神経血管柄付植皮術	21100						
	K110	164	第四足指短縮症手術	9060						
	K110-2	165	第一足指外反症矯正手術	9060						
	K112	166	腓骨蓋骨切除術	3590						
	K113	167	腓骨蓋骨移植術	6860						
	K116	168	脊椎、骨盤骨折術	10400						
	K117	169	脊椎脱臼非靭血の整復術	1980						
	K117-2	170	頸椎非靭血の整復術	1980						
	K117-3	171	椎間板ヘルニア徒手整復術	1980						
	K118	172	脊椎・骨盤脱臼靭血の手術	18900						
	K119	173	仙腸関節脱臼靭血の手術	17400						
	K120	174	恥骨結合脱臼靭血の手術	6430						
	K120-2	175	恥骨結合脱臼非靭血の整復固定術	1580						
	K121	176	骨盤骨折靭血の整復術	1980						
	K124	177	腸骨翼骨折靭血の手術	9320						
K125	178	骨盤骨折靭血の手術	18800							
K126	179	脊椎、骨盤骨(股骨)組織採取術	3150/3470							
K128	180	脊椎、骨盤内異物(挿入物)除去術	7550							
K131	181	椎弓切除術	12100							
K131-2	182	内視鏡下椎弓切除術	12100							
K132	183	椎弓形成手術	19100							
K133	184	黄色靭帯骨化症手術	17000							
K134	185	椎間板突出術	20600/17300/17100/19100							
K134-2	186	内視鏡下椎間板突出(切除)術	33600/17200							
K135	187	脊椎、骨盤腫瘍切除術	19700							
K136	188	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	31100							

(@%=小数点第2位まで(第3位四捨五入))

①		②		③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
区分	コード	コード	診療行為別区分	所定点数	回数	点数	金額 (④×単価)	復元後回数 (③×復元倍率)	復元後点数 (④×復元倍率)	復元後金額 (⑤×復元倍率)	構成比
				点	回	点	円	円	円	円	
手術	K137	189	骨髄固定術	32900							
	K138	190	骨髄固定術	15800/9770							
	K139	191	骨髄固定術	26900							
	K140	192	骨髄固定術	19900							
	K141	193	骨髄固定術	16700							
	K141-2	194	骨髄固定術	28000							
	K142	195	骨髄固定術	34800/25100/34800/36000							
	K142-2	196	骨髄固定術	34900							
	K142-3	197	内視鏡下骨髄固定術	45300							
	K143	198	仙骨固定術	21900							
	K144	199	体外式骨髄固定術	22000							
	K182	200	神経吻合術	9720/14500							
	K932	201	体外固定器加算	10000							
		202	第3款 神経系・頭部	-							
		203	第4款 眼	-							
		204	第5款 耳鼻咽喉	-							
		205	第6款 顔面・口腔・頭部	-							
		206	第7款 胸部	-							
		207	第8款 心・血管	-							
		208	第9款 腎臓	-							
		209	第10款 泌尿系・副腎	-							
	210	第11款 男子性腺	-								
	211	第12款 女子性腺	-								
	212	第13款 脳死仮設提供管理	-								
	213	その他	-								
	合		計								

表 6.

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 実 態 調 査 集 計 表

(◎%=小数点第2位まで(第3位四捨五入))

区 分	①		②		③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分	所 定 点 数 点	回 数 回	点 数 点	金 額 (④×単価) 円	復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	構 成 比
画 像 診 断		801	デジタル映像化処理加算 イ単純	60							
		802	デジタル映像化処理加算 ロ特殊	64							
		803	デジタル映像化処理加算 ハ造影剤	72							
		804	デジタル映像化処理加算 ニ乳房	60							
	E000	805	透視診断	110							
	E001	806	写真診断1 イ	85							
	E001	807	写真診断1 ロ	43							
	E001	808	写真診断2	996							
	E001	809	写真診断3	72							
	E001	810	写真診断4	256							
	E002	811	撮影1	65							
	E002	812	撮影2	264							
	E002	813	撮影3	148							
	E002	814	撮影4	196							
	E003	815	造影剤注入手技3 イ	1820							
	E003	816	造影剤注入手技3 ロ	1180							
	E003	817	造影剤注入手技4	1180							
	E003	818	造影剤注入手技6 イ	300							
	E003	819	造影剤注入手技6 ロ	120							
	E004	820	基本的エックス線診断料1	55							
	E004	821	基本的エックス線診断料2	40							
	E100	822	シンチグラム1	1300							
	E100	823	シンチグラム2	1800							
	E100	824	シンチグラム3	2200							
	E101	825	シングルホトンエミッションコンピューター断層撮影	1800							
	E101	826	ポジトロン断層撮影1	7000							
	E101	827	ポジトロン断層撮影2	7500							
	E101	828	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影1	7625							
	E101	829	ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影2	8625							
	E102	830	核医学診断料	375							
	E200	831	コンピューター断層撮影1 イ	850							
	E200	832	コンピューター断層撮影1 ロ	660							
	E200	833	コンピューター断層撮影2	950							
	E200	834	コンピューター断層撮影3	2300							
	E201	835	非放射性キセノン脳血流動態検査	2000							
	E202	836	磁気共鳴コンピューター断層撮影1 イ	1230							
	E202	837	磁気共鳴コンピューター断層撮影1 ロ	1080							
	E202	838	磁気共鳴コンピューター断層撮影2	1530							
	E203	839	コンピューター断層診断	450							
		840	その他	-							
	合	計			0	0	0	0	0	0	0

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 施 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

①	②			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
区 分	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分	所 定 点 数 点	回 数 回	点 数 点	金 額 (④×単価) 円	復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	構 成 比
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	H000	601	心大血管疾患リハビリテーション料 (I)	250							
	H000	602	心大血管疾患リハビリテーション料 (II)	100							
	H001	603	脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)	250							
	H001	604	脳血管疾患等リハビリテーション料 (II)	100							
	H002	605	運動器リハビリテーション料 (I)	180							
	H002	606	運動器リハビリテーション料 (II)	80							
	H003	607	呼吸器リハビリテーション料 (I)	180							
	H003	608	呼吸器リハビリテーション料 (II)	80							
	H003-2	609	リハビリテーション総合計画評価料	480							
	H004	610	摂食機能療法	185							
	H005	611	視能訓練	135/135							
	H006	612	寝病患者リハビリテーション料	600							
	H007	613	障害者リハビリテーション料 3	100							
		614	その他	-							
	合	計			0	0	0	0	0	0	

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

①	②			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
区 分	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分	所 定 点 数 点	回 数 回	点 数 点	金 額 (④×単価) 円	復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	構 成 比
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	H000	601	心大血管疾患リハビリテーション料 (I)	250							
	H000	602	心大血管疾患リハビリテーション料 (II)	100							
	H001	603	脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)	250							
	H001	604	脳血管疾患等リハビリテーション料 (II)	100							
	H002	605	運動器リハビリテーション料 (I)	180							
	H002	606	運動器リハビリテーション料 (II)	80							
	H003	607	呼吸器リハビリテーション料 (I)	180							
	H003	608	呼吸器リハビリテーション料 (II)	80							
	H003-2	609	リハビリテーション総合計画評価料	480							
	H004	610	摂食機能療法	185							
	H005	611	視能訓練	135/135							
	H006	612	難病患者リハビリテーション料	600							
	H007	613	障害者リハビリテーション料3	100							
		614	その他	-							
	合 計				0	0	0	0	0	0	0

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

① 区 分	②		③ 所 定 点 数 点	④ 回 数 回	⑤ 金 額 (④×単価) 円	⑥ 復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	⑦ 復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	⑧ 復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	⑨ 構 成 比
	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分							
入 院 基 本 料 等 加 算	A200	7 2 1	入院時医学管理加算		60				
	A204	7 2 2	地域医療支援病院入院診療加算		1000				
	A204	7 2 3	臨床研修病院入院診療加算		40/20				
	A205	7 2 4	救急医療管理加算		600				
	A207	7 2 5	診療録管理体制加算		30				
	A210	7 2 6	難病等特別入院診療加算		250/250				
	A211	7 2 7	特定疾患入院施設管理加算		350				
	A212	7 2 8	超重症者入院診療加算		300				
	A212	7 2 9	逆超重症者入院診療加算		100				
	A213	7 3 0	看護配置加算		12				
	A214	7 3 1	看護補助加算		109/84/56				
	A215	7 3 2	夜間勤務等看護加算		72/48/39/32/25				
	A218	7 3 3	地域加算		18/15/12/10/6/3				
	A218-2	7 3 4	離島加算		18				
	A219	7 3 5	療養環境加算		25				
	A221	7 3 6	重症者等療養環境特別加算		300/150				
	A222	7 3 7	療養病棟療養環境加算		132/115/90/30				
	A223	7 3 8	診療所療養病床療養環境加算		100/40				
	A224	7 3 9	無菌治療室管理加算		3000				
	A225	7 4 0	放射線治療室管理加算		500				
	A226	7 4 1	重症皮膚潰瘍管理加算		18				
	A226-2	7 4 2	緩和ケア診療加算		250				
	A233	7 4 3	栄養管理実施加算		12				
A234	7 4 4	医療安全対策加算		50					
A235	7 4 5	褥瘡患者管理加算		20					
A236	7 4 6	褥瘡ハイリスク患者ケア加算		500					
		7 4 7	その他		-				
	合 計					0	0	0	0

-61-

平成 年 月 支 払 分 労 災 診 療 費 行 為 別 個 別 項 目 実 態 調 査 集 計 表

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

①		②			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
区 分	コ ー ド	コ ー ド	診 療 行 為 別 区 分	所 定 点 数 点	回 数 回	点 数 点	金 額 (④×単価) 円	復 元 後 回 数 (③×復元倍率) 円	復 元 後 点 数 (④×復元倍率) 円	復 元 後 金 額 (⑤×復元倍率) 円	構 成 比
特 定 入 院 料	A300	701	救命救急入院料1イ	9000							
	A300	702	救命救急入院料1ロ	10400							
	A300	703	救命救急入院料2イ	7490							
	A300	704	救命救急入院料2ロ	8890							
	A301	705	特定集中治療室管理料1	8760							
	A301	706	特定集中治療室管理料2	7330							
	A301-2	707	ハイケアユニット入院医療管理料	3700							
	A301-3	708	脳卒中ケアユニット入院医療管理料	5700							
	A304	709	広範囲熱傷特定集中治療室管理料	7890							
	A305	710	一類感染症患者入院医療管理料1	8890							
	A305	711	一類感染症患者入院医療管理料2	7690							
	A306	712	特殊疾患入院医療管理料	1943							
	A308	713	回復期リハビリテーション病棟入院料	1680							
	A308-2	714	亜急性期入院医療管理料	2050							
	A309	715	特殊疾患療養病棟入院料1	1943							
	A309	716	特殊疾患療養病棟入院料2	1570							
	A310	717	緩和ケア病棟入院料	3780							
	A400	718	短期滞在手術基本料	2800/4800							
	719	その他	-								
	合	計			0	0	0	0	0	0	0

病棟区分別・入院期間別・施設基準別入院基本料算定日数

平成 年 月 支払済分

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

① 大区分	② 病棟区分	③ 入院期間 (日)					④合計(日)	大区分 構成比 内訳 ④/⑦%	⑤ 施設基準 (件)							⑥合計(件)	大区分 構成比 内訳 ⑥/⑦%	
		14日以内	15日～30日	31日～90日	91日～179日	180日以上			1	2	3	4	5	6	特			
⑦	1 一般病棟 入院基本料																	
	2 療養病棟 入院基本料																	
	3 結核病棟 入院基本料																	
	4 精神病棟 入院基本料																	
	5 特定機能病院 入院基本料																	
	6 専門病院 入院基本料																	
	7 障害者施設等 入院基本料																	
	8 有床診療所 入院基本料																	
	9 有床診療所療養 病床入院基本料																	
合計																		
構成比																		

## 調剤料区分別「後発医薬品調剤加算」算定割合調査集計表

平成 年 月支払済分

(@%=小数点第2位まで〔第3位四捨五入〕)

調剤料区分		調 剤 料 算定件数 (A) (件)	後発医薬品調剤加算 算定件数 (B) (件)	加算算定割合 (B/A%)
1	内服薬 (1剤につき) (浸煎薬、湯薬及び一包化薬を除く)			
2	外用薬 (1調剤につき)			
3	その他 (屯服薬、浸煎薬、湯薬、一包化薬及び注射薬)			
合 計				

労災診療費審査体制等充実強化対策事業に係る月間標準スケジュール（労災診療費）

毎月の日程	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
支払入力締切日（中間期）	※→					支払																							←	※	→						
支払入力締切日（月末期）													←	※	→						支払																
レセプト等受付締切日	※																																	○			
レセプト受付時入力期間	○	○	○																															○	○	○	
レセプト等形式チェック期間	○	○	○																															○	○	○	
レセプト等審査点検補助期間				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			
労災診療費審査委員会開催日																						○															
労災診療費審査委員会後処理期間																							○	○	○												
支払入力期間（中間期）																										○	○	○	○	○	○						
支払入力期間（月末期）						○	○	○	○	○	○	○																									

- ※1 月間標準スケジュールであるため、月又は暦により数日程度変動することがあること
- ※2 レセプト等の審査点検補助日数は15日程度確保すること
- ※3 レセプト等の審査点検補助は受付入力及び形式チェックが終了したものから始めること
- ※4 中間支払日、月末支払日並びにこれらに係るデータ入力締切日については別途通知する労災保険業務室作成の年間計画を参照のこと
- ※5 労災薬剤費請求書、労災訪問看護費用請求書、二次健康診断等給付請求書、アフターケア委託費請求書及びレセプトの審査点検補助についても、原則月間標準スケジュールに準拠すること
- ※6 労災薬剤費請求書、二次健康診断等給付請求書、アフターケア委託費請求書及びレセプトに係る中間支払日、月末支払日並びにこれらに係る入力締切日についても、別途通知する年間計画を参照のこと

( )

( )

## 平成20年度審査点検実績一覧

(単位：千件)

	審査点検件数
北海道	300
青森	44
岩手	42
宮城	81
秋田	33
山形	39
福島	71
茨城	75
栃木	51
群馬	68
埼玉	185
千葉	177
東京	420
神奈川	255
新潟	97
富山	36
石川	31
福井	26
山梨	25
長野	62
岐阜	81
静岡	137
愛知	217
三重	80
滋賀	56
京都	103
大阪	327
兵庫	202
奈良	46
和歌山	43
鳥取	17
島根	25
岡山	93
広島	122
山口	53
徳島	44
香川	37
愛媛	88
高知	67
福岡	177
佐賀	33
長崎	63
熊本	81
大分	97
宮崎	82
鹿児島	69
沖縄	30
合計	4,588

## 平成20年度 長期療養者に係る療養経過一覧表作成等の状況

(単位：件)

	療養経過一覧表作成件数	「所見書」作成件数
北海道	7	7
青森	0	0
岩手	0	0
宮城	0	0
秋田	1	1
山形	4	4
福島	2	2
茨城	2	2
栃木	4	3
群馬	5	5
埼玉	2	2
千葉	4	4
東京	3	3
神奈川	20	10
新潟	13	2
富山	0	0
石川	0	0
福井	1	1
山梨	1	1
長野	0	0
岐阜	10	10
静岡	7	7
愛知	7	7
三重	4	4
滋賀	9	6
京都	10	10
大阪	6	6
兵庫	10	10
奈良	0	0
和歌山	5	5
鳥取	0	0
島根	2	2
岡山	8	8
広島	15	15
山口	2	2
徳島	0	0
香川	3	3
愛媛	0	0
高知	8	8
福岡	0	0
佐賀	1	1
長崎	3	3
熊本	1	1
大分	5	5
宮崎	3	3
鹿児島	9	9
沖縄	4	4
合計	201	176

※ 長期療養者に係る療養経過一覧表作成等については、平成20年9月より実施しているため、平成20年9月から平成21年3月までの7か月間の実績である。

## 平成20年度 相談・情報提供事業実施状況

## I 相談事業

## 1 相談状況

## 相談者数

医療機関	32,892 人
その他	11,120 人
合計	44,012 人

## 相談方法

事務所に来訪	356 件
文書	16 件
電話	42,652 件
Eメール	988 件
合計	44,012 件

## 2 相談内容

労災医療関係	12,531 件
労災診療費内容	21,852 件
その他	20,418 件
合計	54,801 件

## II ホームページによる情報提

コンテンツの種類	アクセス数
労災診療費算定基準等コンテンツ	2,166,019

## 労災診療費実態調査事業実績

## I 労災診療費実態調査

## 平成20年度労災診療費実態調査実績

	調査名	対象	対象レセ (件数)
1	労災診療費行為別実態調査	平成20年10月支払い済分のレセプト	10,000
2	労災診療費行為別個別項目実態調査	平成20年10月支払い済分のレセプト	10,000

## II 「労災診療費算定基準について（昭和51年1月13日付け基発第72号）」の記の2に関する調査

- ・ 47都道府県労働局において実施。

## 都道府県労働局（労働基準部）所在地一覧

(平成22年1月現在)

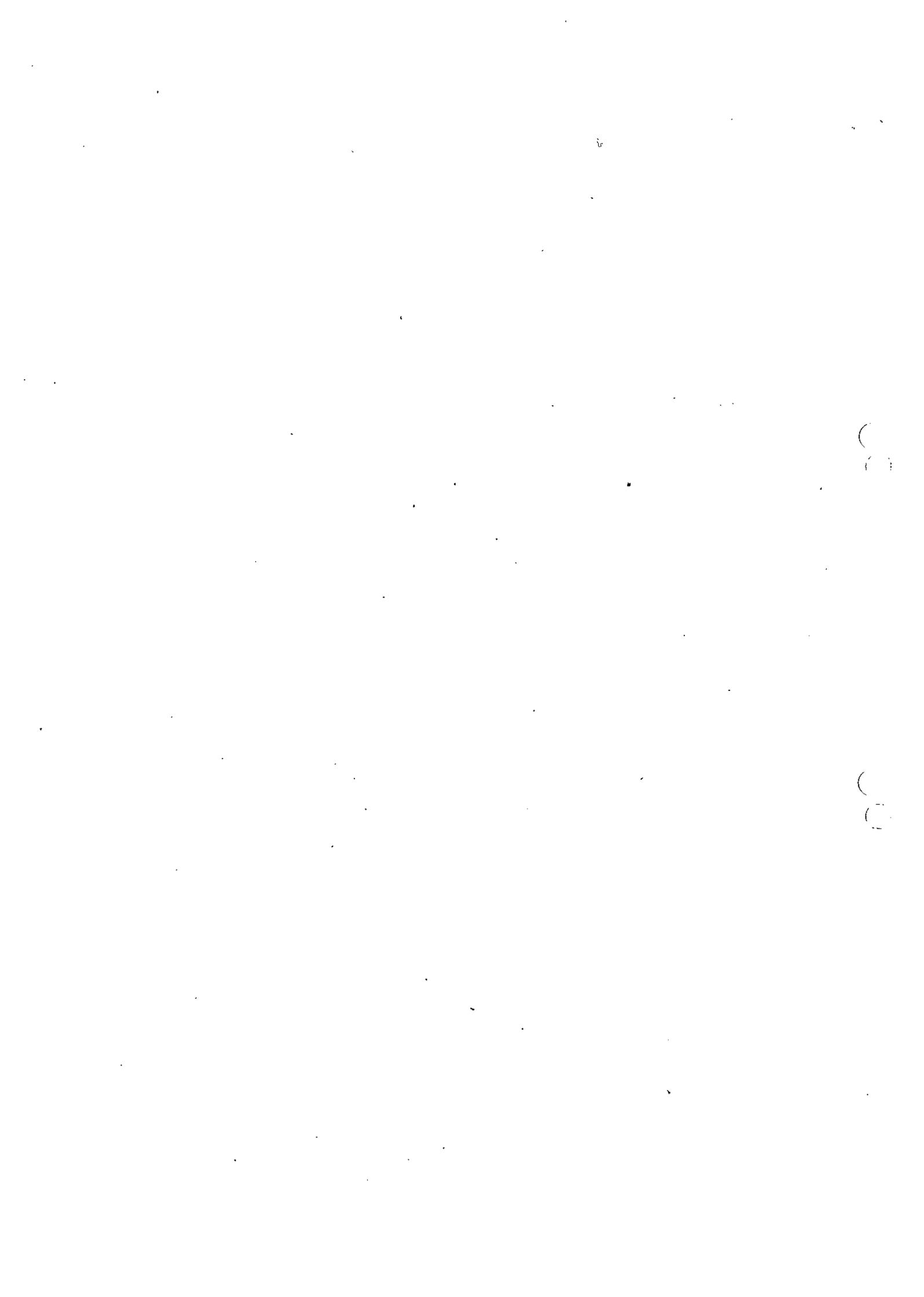
労働局名	所在地
01 北海道	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
02 青森	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎
03 岩手	盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎1号館
04 宮城	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
05 秋田	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎
06 山形	山形市香澄町3-2-1 山交ビル
07 福島	福島市霞町1-46 福島合同庁舎
08 茨城	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎
09 栃木	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎
10 群馬	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル
11 埼玉	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー
12 千葉	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎
13 東京	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎
14 神奈川	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
15 新潟	新潟市中央区川岸町1-56
16 富山	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎
17 石川	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎
18 福井	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
19 山梨	甲府市丸の内1-1-11
20 長野	長野市中御所1-22-1
21 岐阜	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎
22 静岡	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎

労働局名	所在地
23 愛知	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
24 三重	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎
25 滋賀	大津市御幸町6-6
26 京都	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
27 大阪	大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館
28 兵庫	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー
29 奈良	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎
30 和歌山	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎
31 鳥取	鳥取市富安2-89-9
32 島根	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎
33 岡山	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎
34 広島	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
35 山口	山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
36 徳島	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎
37 香川	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
38 愛媛	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎
39 高知	高知市南金田1-39
40 福岡	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館
41 佐賀	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎
42 長崎	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル
43 熊本	熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎
44 大分	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル
45 宮崎	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎
46 鹿児島	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎
47 沖縄	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎

## 委託者が提示する場所

平成22年4月1日現在

	場 所	所在地	ビル名
01	宮城	仙台市宮城野区榴岡4-5-22	宮城野センタービル
02	秋田	秋田市中通4-5-6	秋銀・明治安田ビル
03	山形	山形市香澄町2-2-36	山形センタービル
04	福島	福島市本町5-8	福島第一生命ビル
05	茨城	水戸市泉町2-2-27	ニッセイ水戸ビル
06	栃木	宇都宮市馬場通り4-3-7	馬場通り4丁目ビル
07	群馬	前橋市大手町2-6-17	住友生命前橋ビル
08	埼玉	さいたま市高砂2-2-3	さいたま浦和ビルディング
09	千葉	千葉市中央区富士見2-15-11	日本生命千葉富士見ビル
10	東京	台東区上野1-10-12	商工中金・第一生命ビル
11	神奈川	横浜市中区南仲通3-32-1	みなとファンタジアビル
12	新潟	新潟市中央区新光町16-4	荏原新潟ビル
13	富山	富山市桜橋通り2-25	富山第一生命ビル
14	福井	福井市中央3-1-5	三谷中央ビル
15	山梨	甲府市丸の内3-32-11	住友生命甲府丸の内ビル
16	岐阜	岐阜市金宝町1-3	岐阜第一生命ビル
17	愛知	名古屋市中区錦2-2-22	名古屋センタービル別館
18	三重	津市栄町3-143-1	笠間第2ビル
19	滋賀	大津市浜大津2-1-36	大津フク生命ビル
20	大阪	大阪市中央区内本町2-1-13	内本町住生大西ビル
21	兵庫	神戸市中央区東川崎町1-7-4	ハーバースト・グレイニッセイビル
22	奈良	奈良市大宮町1-1-15	ニッセイ奈良駅前ビル
23	和歌山	和歌山市美園町3-32-1	損保ジャパン和歌山ビル
24	鳥取	鳥取市元魚町2-201	鳥取第一生命ビル
25	岡山	岡山市大供2-2-5	日本興亜岡山ビル
26	広島	広島市中区立町1-24	有信ビル
27	山口	山口市大手町7-4	山口放送ビル
28	徳島	徳島市藍場町1-5	徳島第一生命ビル
29	香川	高松市磨屋町2-8	リーフスクエア高松ビル
30	愛媛	松山市南堀端町5-8	おせビル
31	高知	高知市本町1-1-3	朝日生命高知本町ビル
32	福岡	福岡市博多区博多駅東2-6-26	安川産業ビル
33	佐賀	佐賀市駅南本町6-4	佐賀中央第一生命ビル
34	長崎	長崎市宝町5-5	平田ビル
35	熊本	熊本市花畑町1-7	MY熊本ビル
36	大分	大分市長浜町2-14-26	O S Hビル
37	宮崎	宮崎市橋通り西2-4-20	アケア宮崎ビル
38	沖縄	那覇市松山1-1-19	J P R那覇ビル
	合計		



## 企画書作成のための仕様書に定める国が指定する業者等について

労災診療費審査体制等充実強化対策事業の企画書募集要領の別添1「企画書作成のための仕様書」6(4)アに定める労災診療費審査体制等充実強化対策事業における端末装置の設置可能確認等(以下「設置確認」という。)を得ることに関して、国が指定する業者等は下記のとおりとする。

## 記

## (1) 国が指定する業者

伊藤忠テクノソリューションズ株式会社(以下、「CTC」とする。)

## (2) 上記1の連絡先

担当者：森田、高島

TEL：03-6203-3042

住所：東京都千代田区霞が関3-2-5 霞ヶ関ビル23F

E-mail：[mhlw-in-front@ctc-g.co.jp](mailto:mhlw-in-front@ctc-g.co.jp)

受付時間：月曜日から金曜日の9:30~17:00

※ E-mailのみの受付は行っていないので、必ず最初に電話にて上記担当者あて連絡すること。

## (3) 申込手続き

設置確認を希望する者は別紙1に必要事項を記入し下記①の期限までに②の提出先にFAXで提出すること。FAXにより提出のあった別紙1については、CTCにて到着確認欄(FAX)に押印された後FAXで返送される。なお、別紙1の原本は下記(3)の資料一式提出時に同封すること。

① 期限：平成22年2月5日(金) 17:00まで必着

② 提出先：CTC 森田、高島

FAX 03-5512-3051

TEL 03-6203-3042

## (4) 確認用資料

別紙2~4の資料一式を記入・作成の上、下記①の期限までに②の提出先に郵送(書留)で提出すること。受領後、CTCより到着確認書(上記(2)の別紙1)がFAXで送付される。

① 期限：平成22年2月8日(月) 17:00まで必着

② 提出先：伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

テレコム営業第3部 高島 涉 宛

〒100-6080

東京都千代田区霞ヶ関3-2-5 霞ヶ関ビル23階

TEL 03-6203-3042

(4) 確認費用

確認費用：1事業所につき、20,000円(税込)

上記単価に確認を要する事業所数を乗じた金額

上記(2)の別紙1の受領後、平成21年2月12日までに請求書が送付されるので、下記①の期限までにCTCの指定する口座に払い込むこと。

① 期限：平成22年2月15日(金) 12:00まで

(5) 確認内容

別紙2の端末設置条件記入票の全項目の設置可能基準をみたしていること及び別紙3で求める内容が全事業所の図面に漏れなく記載されていることの確認を行う。

提出書類に不備があった場合はCTCより連絡があるので、確認・修正の上、下記①の期限までに②の提出先へ再提出すること。

① 期限：平成22年2月15日(月) 17:00まで必着

② 提出先：上記(3)②と同じ

(6) 確認結果

上記(5)の確認の結果、端末設置基準を満たしているものを「確認済」、満たしていないものを「未確認事項有り」として、事業所毎に別紙4の確認結果報告書が平成21年2月19日までに提出される。

確認結果報告書は2通作成の上、申込者、確認者(CTC)双方押印の上各1通を保管する。

(7) その他留意事項

- ・期限までにCTCに必要書類の提出がない場合はいかなる理由であっても不受理となる。
- ・期限内に(3)の提出資料をCTCが受領した場合であっても、(4)の費用払込の確認ができない限り受理されないので、その状態で(3)①の期限を過ぎた場合は不受理となる。
- ・『事業所一覧兼確認結果報告書』(別紙4)以外の提出書類は返却されない。
- ・本件でCTCが入手した情報は、この作業に関してのみ使用される。

【提出先FAX番号:03-5512-3051】

「労災診療費審査体制等充実強化対策事業」における端末設置可能確認  
 申込書 兼 到着確認書

お申込年月日   平成22年 月 日		到着確認欄 (FAX)	到着確認欄 (郵送物)
① お申込者名	フリガナ		
	お名前 _____ 様 ご住所 〒 _____ [印] [ビル名] _____ ビル _____ F] [部課名] _____ ]		
② ご連絡先	【ご担当 _____ 様】 [電話 _____ - _____ - _____ ]		
	【e-mail _____ ] [FAX _____ - _____ - _____ ]		
③ 請求書送付先	※①の住所と異なる場合のみ記入		
	ご住所 〒 _____ [ビル名] _____ ビル _____ F] _____ 様 [電話 _____ - _____ - _____ ]		

本申込内容に関して

(申込)

・期限までに必要書類の提出がない場合はいかなる理由であっても不受理とします。

(入金)

・期限までに入金確認が行えない場合はいかなる理由であっても確認作業は実施しません。

(作業の協力)

・申込者は、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社(以下CTC)からの確認作業に関する申込者への要請に対して、特段の理由のない限り、応じるものとします。

(損害賠償)

・CTCは、本申込内容の履行に際し、申込者または第三者に損害を及ぼしたときは、通常かつ直接の損害についてのみ確認費用を限度として、その損害を賠償します。ただし、損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、CTCの責に帰し得ない事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとします。

(善管注意義務)

・CTCは善良なる管理者の注意をもって確認作業を行うものとし、CTCの責任は当該注意義務の範囲に限られるものとします。

(資料の返却)

・『拠点一覧兼確認結果報告書』以外の提出書類は返却しませんのでご了承下さい。

(情報の取扱い)

・本件で入手した情報は、この作業に関してのみ使用します。

資料提出先 連絡先: 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 TEL: 03-6203-3042 FAX: 03-5512-3051
--

端末装置等の設置条件 (労災診療費審査体制等充実強化対策事業)

【記入要綱】

記入に当たっては、予定されている端末装置の設置環境が端末設置条件を満たしているかを確認し、満たしている場合には「現状での判定」欄の「合」を○で囲み、満たしていない場合は「否」を○で囲む。  
 「現状での判定」欄が「否」の場合には「LANケーブル敷設工事の前々日前までに条件合致の可否」欄に、LANケーブル敷設工事の前々日前までに条件を満たす措置が取れる場合には「可」を○で囲む、LANケーブル敷設工事の前々日前までに条件を満たす措置がとれない場合は「否」を○で囲む。

No.	項目	内容	現状での判定	LANケーブル敷設工事の前々日まで
1	端末装置を設置する建物の要件	エレベーター		
2		端末装置の設置場所が2階以上の場合、端末装置を設置する建物が端末装置を運搬することができるエレベーターを備えていること。 エレベーターの積載重量及び入口の幅、奥行きが以下の条件を満たしていること。 積載重量 300kg以上 入口の幅 850mm以上 奥行き 1,000mm以上	合・否	可・否
3	搬出入経路	端末装置の搬出入経路の通路及び各扉の幅が以下の条件を満たしていること。 通路及び各扉の幅 850mm以上	合・否	可・否
4	端末装置を設置する部屋の要件	端末装置の設置スペース		
5		厚生労働省が別途示す端末装置の設置台数分の運用スペースおよび保守スペースが確保できること。 直射日光が当たらないこと。	合・否	可・否
5		床荷重		
6		端末装置を設置するフロアの床耐荷重が以下の条件を満たしていること。 床耐荷重 900kg/m <sup>2</sup> 以上 (床が水平であること) (建築基準法で事務室の床荷重は900N/m <sup>2</sup> 以上と定められている)	合・否	可・否
6		空調		
7		別途示す端末装置の発熱量に対し、以下の温湿度条件で運用することができる空調能力を有すること。 <端末装置動作時の温湿度条件> 温度 10~30℃ 湿度 20~80%	合・否	可・否
7	通信回線およびLAN配線の要件	通信回線		
8		以下の回線の引込み数を確保できること。 2回線	合・否	合・否
8		LAN配線		
9		OAフロアでない場合はモール等による配線保護策を行った床上配線が可能であること。	合・否	可・否
9		部屋をまたがる場合は、LANケーブルを新たに通すことができる管路を確保できること。	合・否	可・否
10		端末装置またはHUB間のLAN配線が100mを超える場合、そのLAN配線上にHUBの設置スペースを確保できること。	合・否	可・否
11	電源設備の要件	電源設備		
12		通信機器、端末装置およびLAN設備の電源設備を用意できること。 必要とする電源設備を別途示す。	合・否	可・否
12		全ての端末装置を同時に動作させることが可能な電源容量を有すること。	合・否	可・否

## 労災診療費審査体制等充実強化対策事業における端末設置可能確認用図面詳細

- ・以下の条件を満たす全事業所分の図面を作成の上、提出願います。

平成22年1月

＼	図名	図面の説明	図面に記入する事項	図面の縮尺	記 事
1	レイアウト図	・各端末装置の設置場所がわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各端末装置の設置場所</li> <li>・寸法線</li> <li>・事業所名</li> <li>・ビル名及び階数</li> </ul>	A3用紙 縮尺:1/100	・端末設置が複数階の場合はそれぞれのレイアウト図を提出
2	平面図 (フロア図)	・端末設置階の全フロアがわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末装置の搬出入口及びエレベーターからの搬出入経路</li> <li>・エレベーターの位置</li> <li>・事業所名</li> <li>・ビル名及び階数</li> <li>・OAフロアとなっている箇所</li> <li>・LAN配線経路</li> <li>・HUB設置スペース</li> <li>・端末装置の設置スペースの寸法及び各端末装置名を示す</li> </ul>	A3用紙 縮尺:特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端末設置が複数階の場合はそれぞれの平面図(フロア図)を提出</li> <li>ただし、レイアウト図に左記の記入する事項が記述されている場合は提出不要</li> </ul>

## 「労災診療費審査体制等充実強化対策事業における端末設置可能確認」

## 事業所一覧 兼 確認結果報告書

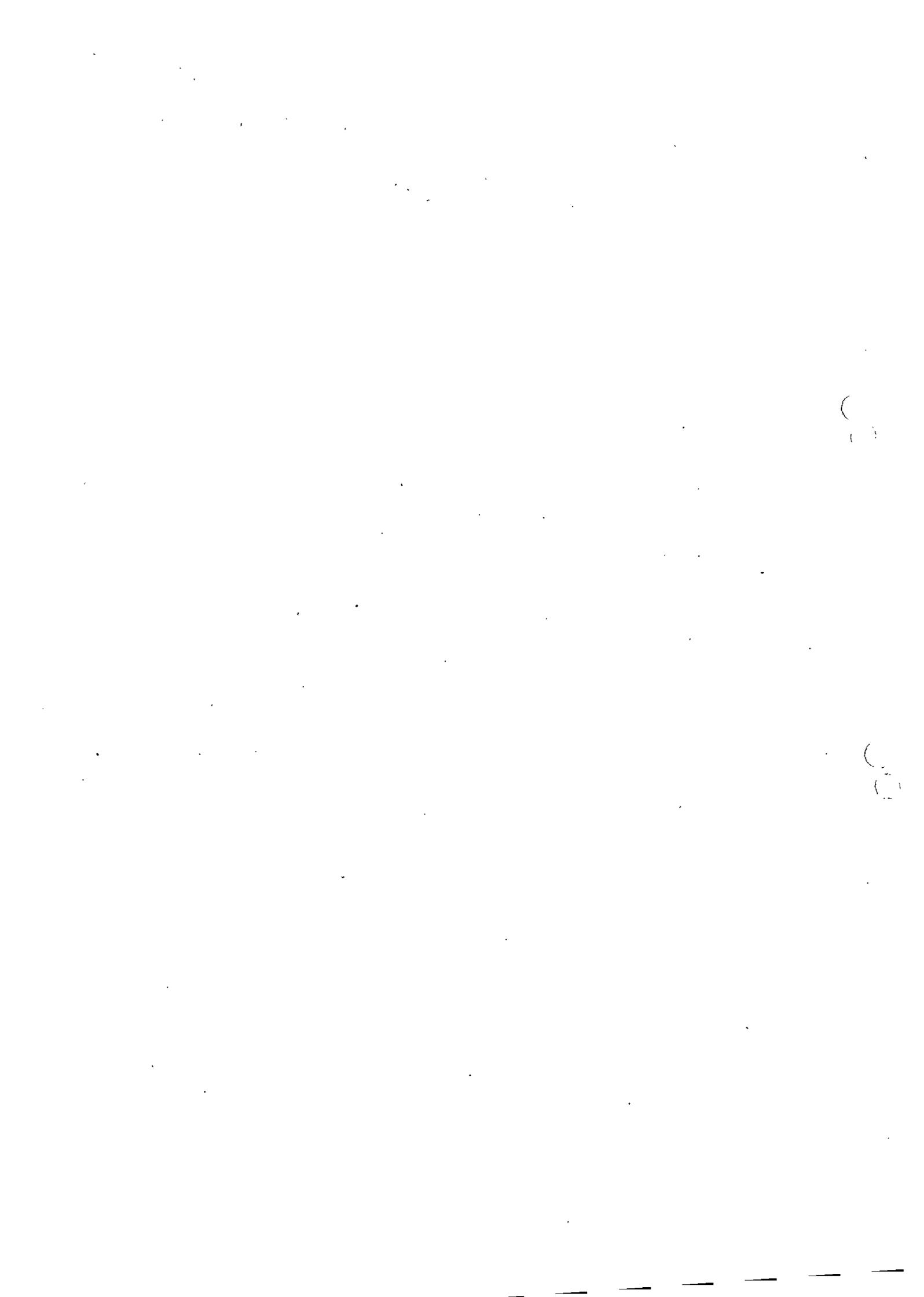
記入年月日	
申込者名	
住所	
連絡先	部課名 担当者名 電話

## 受託者事務所一覧表(端末装置等設置場所)

本 部	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
北海道	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
青 森	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
岩 手	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
宮 城	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
秋 田	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
山 形	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
福 島	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
茨 城	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
栃 木	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
群 馬	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
埼 玉	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
千 葉	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
東 京	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
神奈川	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
新 潟	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
富 山	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯

石川	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
福井	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
山梨	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
長野	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
岐阜	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
静岡	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
愛知	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
三重	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
滋賀	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
京都	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
大阪	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
兵庫	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
奈良	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
和歌山	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
鳥取	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
島根	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯
岡山	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名 携帯

広島	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
山口	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
徳島	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
香川	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
愛媛	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
高知	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
福岡	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
佐賀	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
長崎	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
熊本	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
大分	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
宮崎	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
鹿児島	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯
沖縄	住所 ビル名 連絡先	担当者氏名	階 TEL	事業所名	携帯



## 端末装置の設置条件及び設置所要面積（労災診療費審査体制等）

## 設置条件

No.	項目	内容
1	端末装置を設置する 建物の要件	エレベーター 端末装置の設置場所が2階以上の場合、端末装置を設置する建物が端末装置を運搬することができるエレベーターを備えていること。
2		エレベーターの積載重量及び入口の幅、奥行きが以下の条件を満たしていること。  積載重量 300kg以上 入口の幅 850mm以上 奥行き 1,000mm以上
3	搬出入経路	端末装置の搬出入経路の通路及び各扉の幅が以下の条件を満たしていること。  通路及び各扉の幅 850mm以上
4	端末装置を設置する 部屋の要件	端末装置の設置スペース 別途示す端末装置の設置台数分の運用スペース及び保守スペースが確保できること。 直射日光が当たらないこと。
5		床荷重 端末装置を設置するフロアの床耐荷重が以下の条件を満たしていること。  床耐荷重 900N/㎡以上（床が水平であること） （建築基準法で事務室の床荷重は900N/㎡以上と定められている）
6		空調 別途示す端末装置の発熱量に対し、以下の温湿度条件で運用することができる空調能力を有すること。  〈端末装置動作時の温湿度条件〉 温度 10～30℃ 湿度 20～80%
7	通信回線およびLAN 配線の要件	通信回線 以下の回線の引込み数を確保できること。  2回線
8		LAN配線 OAフロアでない場合はモール等による配線保護策を行った床上配線が可能であること。  階又は部屋をまたがる場合は、LANケーブルを新たに通すことができる管路を確保できること。  端末装置又はHUB間のLAN配線が100mを超える場合、そのLAN配線上にHUBの設置スペースを確保できること。
9		
10		
11	電源設備の要件	電源設備 端末装置及びHUBの電源設備を用意できること。 必要とする電源設備を別途示す。
12		全ての端末装置を同時に動作させることが可能な電源容量を有すること。

端末装置設置所要面積

別添8

本 部	0 m <sup>2</sup>
北海道	17.7 m <sup>2</sup>
青 森	10.5 m <sup>2</sup>
岩 手	10.5 m <sup>2</sup>
宮 城	10.5 m <sup>2</sup>
秋 田	10.5 m <sup>2</sup>
山 形	10.5 m <sup>2</sup>
福 島	10.5 m <sup>2</sup>
茨 城	10.5 m <sup>2</sup>
栃 木	10.5 m <sup>2</sup>
群 馬	10.5 m <sup>2</sup>
埼 玉	14.1 m <sup>2</sup>
千 葉	14.1 m <sup>2</sup>
東 京	21.3 m <sup>2</sup>
神奈川	17.7 m <sup>2</sup>
新 潟	10.5 m <sup>2</sup>
富 山	10.5 m <sup>2</sup>
石 川	10.5 m <sup>2</sup>
福 井	10.5 m <sup>2</sup>
山 梨	10.5 m <sup>2</sup>
長 野	10.5 m <sup>2</sup>
岐 阜	10.5 m <sup>2</sup>
静 岡	14.1 m <sup>2</sup>
愛 知	14.1 m <sup>2</sup>
三 重	10.5 m <sup>2</sup>
滋 賀	10.5 m <sup>2</sup>
京 都	14.1 m <sup>2</sup>
大 阪	17.7 m <sup>2</sup>
兵 庫	14.1 m <sup>2</sup>
奈 良	10.5 m <sup>2</sup>
和歌山	10.5 m <sup>2</sup>
鳥 取	10.5 m <sup>2</sup>
島 根	10.5 m <sup>2</sup>
岡 山	10.5 m <sup>2</sup>
広 島	14.1 m <sup>2</sup>
山 口	10.5 m <sup>2</sup>
徳 島	10.5 m <sup>2</sup>
香 川	10.5 m <sup>2</sup>
愛 媛	10.5 m <sup>2</sup>
高 知	10.5 m <sup>2</sup>
福 岡	14.1 m <sup>2</sup>
佐 賀	10.5 m <sup>2</sup>
長 崎	10.5 m <sup>2</sup>
熊 本	10.5 m <sup>2</sup>
大 分	10.5 m <sup>2</sup>
宮 崎	10.5 m <sup>2</sup>
鹿児島	10.5 m <sup>2</sup>
沖 縄	10.5 m <sup>2</sup>

※ 所要面積は、最低必要面積であり、幅又は奥行き of のいずれかは2.50m以上確保していること。 -2-

## レセ管システムの設置条件及び設置所要面積（労災診療費審査体制等）

## 設置条件

No.	項目	内容
1	端末装置を設置する建物の要件	エレベーター 端末装置の設置場所が2階以上の場合、端末装置を設置する建物が端末装置を運搬することができるエレベーターを備えていること。
2		エレベーターの積載重量及び入口の幅、奥行きが以下の条件を満たしていること。  積載重量 300kg以上 入口の幅 850mm以上 奥行き 1,000mm以上
3	搬出入経路	端末装置の搬出入経路の通路及び各扉の幅が以下の条件を満たしていること。  通路及び各扉の幅 850mm以上
4	端末装置を設置する部屋の要件	端末装置の設置スペース 別途示す端末装置の設置台数分の運用スペース及び保守スペースが確保できること。 直射日光が当たらないこと。
5	床荷重	端末装置を設置するフロアの床耐荷重が以下の条件を満たしていること。  床耐荷重 300kg/m <sup>2</sup> 以上（床が水平であること）
6	空調	以下の温湿度条件で運用することができる空調能力を有すること。  〈端末装置動作時の温湿度条件〉 温度 10～32℃ 湿度 45～75%
	電源設備の要件	電源設備 端末装置及びHUBの電源設備を用意できること。 必要とする電源設備を別途示す。
8		全ての端末装置を同時に動作させることが可能な電源容量を有すること。

## レセ管システム設置所要面積

別添9

北海道	6.6 m <sup>2</sup>
青森	2.3 m <sup>2</sup>
岩手	2.3 m <sup>2</sup>
宮城	2.3 m <sup>2</sup>
秋田	2.3 m <sup>2</sup>
山形	2.3 m <sup>2</sup>
福島	2.3 m <sup>2</sup>
茨城	2.3 m <sup>2</sup>
栃木	2.3 m <sup>2</sup>
群馬	2.3 m <sup>2</sup>
埼玉	5.2 m <sup>2</sup>
千葉	5.2 m <sup>2</sup>
東京	6.6 m <sup>2</sup>
神奈川	6.6 m <sup>2</sup>
新潟	2.3 m <sup>2</sup>
富山	2.3 m <sup>2</sup>
石川	2.3 m <sup>2</sup>
福井	2.3 m <sup>2</sup>
山梨	2.3 m <sup>2</sup>
長野	2.3 m <sup>2</sup>
岐阜	2.3 m <sup>2</sup>
静岡	5.2 m <sup>2</sup>
愛知	5.2 m <sup>2</sup>
三重	2.3 m <sup>2</sup>
滋賀	2.3 m <sup>2</sup>
京都	5.2 m <sup>2</sup>
大阪	6.6 m <sup>2</sup>
兵庫	5.2 m <sup>2</sup>
奈良	2.3 m <sup>2</sup>
和歌山	2.3 m <sup>2</sup>
鳥取	2.3 m <sup>2</sup>
島根	2.3 m <sup>2</sup>
岡山	2.3 m <sup>2</sup>
広島	5.2 m <sup>2</sup>
山口	2.3 m <sup>2</sup>
徳島	2.3 m <sup>2</sup>
香川	2.3 m <sup>2</sup>
愛媛	2.3 m <sup>2</sup>
高知	2.3 m <sup>2</sup>
福岡	5.2 m <sup>2</sup>
佐賀	2.3 m <sup>2</sup>
長崎	2.3 m <sup>2</sup>
熊本	2.3 m <sup>2</sup>
大分	2.3 m <sup>2</sup>
宮崎	2.3 m <sup>2</sup>
鹿児島	2.3 m <sup>2</sup>
沖縄	2.3 m <sup>2</sup>

# 危険負担表

別添10

種 類	内 容	負担者	
		国	受託者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令等の変更	労災保険法・施行規則の大幅な変更	○	
	①労災保険法・施行規則の小幅な変更 ②関係通達の変更		○
税制度の変更	業務の遂行を妨げる税制度の大幅な変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治的理由による事業の変更	政治、行政的理由から、業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の大幅な変更を余儀なくされた場合の経費	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他国の責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業の履行不能		○
書類の誤り	仕様書等国が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	受託者が提出した書類の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（国→受託業者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（受託業者→第三者）によって生じた事由		○
第三者への賠償	受託者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
情報漏洩等	受託者として注意義務を怠ったことによる情報漏洩及び犯罪発生		○
事業終了時の費用	業務委託期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
上記以外のもの		事案による	

8

8

## 個人情報保護に係る措置等について

受託者は、事業開始の日までに、以下の事項について規定、体制等の整備を行わなければならないものとします。

## 1 包括的事項

## (1) 個人情報保護に係る基本方針・取扱規定等

個人情報保護に係る基本方針、個人情報の取扱規定等が整備されていること。

## (2) 個人情報の安全管理に係る実施体制

個人情報の取扱について、その安全管理に係る実施体制が整備されていること。

## 2 具体的基準

## (1) 個人情報保護に係る基本方針・取扱規程等

受託者は、本事業を開始するまでに、以下に掲げる事項に係る規程を書面で委託者に提出しなければならない。

ア 個人情報保護に係る基本方針、個人情報の取扱業務に係る取扱規程

イ 受託者内における個人情報の取扱状況の点検及び監査に係る規程

## (2) 個人情報の安全管理に係る実施体制

受託者は、以下に掲げる事項に関する安全管理措置を講じ、当該措置状況に係る規程等を書面で委託者に提出しなければならない。

ア 個人情報保護に関する体制の整備

## ① 管理責任者の設置

受託者は、個人情報の安全管理に係る業務遂行の総責任者である管理責任者を設置しなければならない。

## ② 個人情報取扱者の指定

受託者は、個人情報の取扱を含む業務を実施する従業員等を、個人情報取扱者として指定しなければならない。

また、受託者は、個人情報取扱者以外の従業員等に、個人情報の取扱いを含む業務を行わせてはならない。

## ③ 管理責任者の所管業務

受託者は、管理責任者に、次に掲げる業務を所管させなければならない。

a 個人情報の安全管理に関する規定の承認及び周知

b 個人情報保護に関する教育・研修の企画及び実施

c 個人情報取扱者の指定及び変更等の管理

d 個人情報の管理区分及び権限についての設定及び変更の管理

e 個人情報の取扱状況の把握

f その他委託業務全体における個人情報保護に関すること

\* 個人情報保護に関する体制の整備に関する書面  
既に体制を有している場合は、当該体制を定めた社則、就業規則等の写しを提出していただきます。

社則、就業規則等において、上記アの全部又は一部を定めていない場合は、本業務に係る規則等を策定し、その写しを提出していただきます。

#### イ 就業規則等における安全管理措置

##### ① 就業規則等において規定すべき事項

受託者は、就業規則等において、次に掲げる事項を定めなければならない。

a 個人情報の取扱いに関する従業員等の役割・責任

b 個人情報の取扱いについて定められた事項に違反した場合の処分

##### ② 個人情報の非開示契約等

受託者は、個人情報取扱者との間に、本事業の遂行上知り得た個人情報の漏洩、目的外仕様等を行わない旨の契約を締結しなければならない。

また、当該契約書の写しを委託者に提出することについて、あらかじめ、個人情報取扱者の同意を得なければならない。

\* 就業規則等における安全管理措置に関する書面

就業規則等で規定済みの場合は、当該就業規則等の写しを提出していただきます。

就業規則等において上記イ-①の全部又は一部を定めていない場合は、本事業に係る規則等を策定し、その写しを提出していただきます。

また、個人情報の非開示契約等については、受託者と従業員との間で締結した契約書の写しを提出していただきます。(契約書の写しを委託者に対して提出することについて、受託者は、あらかじめ従業員に対する説明を行い、提出に係る同意を得てください。)

#### ウ 個人情報の取扱規程の遵守及び遵守状況の記録等

受託者は、個人情報の取扱を含んだ業務の実施に係る取扱規程を定め、当該規定に従った体制を構築し、業務を実施するとともに、当該規定に定められた事項の遵守状況の記録及び確認を行わなければならない。

\* 個人情報の取扱規程の遵守状況の記録等に関する書面

既に取扱規程等を有している場合は、当該規程等の写し及び遵守状況の記録を行った書面の写しを提出していただきます。

取扱規程等において、上記ウの全部又は一部を定めていない場合は、本事業に係る規程等を策定し、その写しを提出させていただきます。

#### エ 個人情報の漏洩等が発生した場合における対応

受託者は、個人情報の漏洩等が発生した場合に対応するため、次に掲げ

る体制を整備しなければならない。

- ① 対応部署等の指定
- ② 個人情報の漏洩等による影響及び原因の調査体制
- ③ 再発防止策、事後対策の検討体制
- ④ 受託者への報告体制

\* 個人情報の漏洩等が発生した場合における対応

既に体制を有している場合は、当該体制を定めた社則、就業規則等の写しを提出していただきます。

社則、就業規則等において、上記エの全部又は一部を定めていない場合は、本事業に係る規則等を策定し、その写しを提出していただきます。

#### オ 個人情報保護に係る教育等

受託者は、個人情報保護に係る従業者への周知・教育及び訓練として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 従業者に対する採用時の教育及び定期的な教育・訓練
- ② 個人情報保護に係る就業規則等に違反した場合の処分の周知

\* 個人情報保護に係る教育等に関する書面

既に教育・訓練体制を有している場合は、教育・訓練の実施に係る結果報告書等の写しを提出していただきます。

上記オの全部又は一部を実施していない場合には、未実施事項について、教育訓練に係る実施計画書等を提出していただきます。(個人情報の取扱を含む業務の開始までに教育・訓練を実施し、結果報告書等の写しを提出していただきます。

#### カ 規定等の定期的な見直し

受託者は、個人情報の取扱に関する規定、従業員に対する教育、訓練内容について、定期的な見直しを行わなければならない。

### 3 個人情報の保護に関する第三者評価

受託者は、以下に掲げる個人情報保護に係る第三者からの評価を受けている場合には、当該認証等を証明する書類の提出をもって、個人情報保護に係る規定、安全管理に係る実施体制を証明する書類の提出に代えることができます。

- (1) プライバシーマーク取得事業者
- (2) ISMS (Information Security Management System) 認証取得業者

( )  
( )

( )  
( )

---

厚生労働省  
情報セキュリティポリシー

---

2010年1月1日

厚生労働省情報セキュリティ委員会

( )

( )

